

國學院大學學則

第1章 総則

第1条 本学は神道精神に基づき人格を陶冶し、諸学の理論並びに応用を攻究教授し、有用な人材を育成することを目的とする。

第1条の2 本学は教育研究水準の向上を図り、前条の目的と社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

第2条 本学に学部、大学院、専攻科及び別科を置く。

2 学部は文学部・経済学部・法学部・神道文化学部・人間開発学部及び観光まちづくり学部の6学部とする。

3 文学部に哲学科・史学科・日本文学科・中国文学科・外国語文化学科を置く。

4 経済学部に経済学科・経営学科を置く。

5 法学部に法律学科を置く。

6 神道文化学部に神道文化学科（昼間主コース・夜間主コース）を置く。

7 人間開発学部に初等教育学科・健康体育学科・子ども支援学科を置く。

8 観光まちづくり学部に観光まちづくり学科を置く。

9 大学院に関する学則は別に定める。

10 専攻科については、この学則に定めるものほか別に定める専攻科規程による。

11 別科については、この学則に定めるものほか別に定める別科規程による。

第2条の2 本学に國學院大學研究開発推進機構を置く。

2 前項の機構に関する規程は別に定める。

第2条の3 本学に教育開発推進機構を置く。

2 前項の機構に関する規程は別に定める。

第2条の4 文学部は、日本文化の研究を深化させるとともに、異文化との比較・相対化を通して、日本文化を世界へ創造的に発信することのできる人材を育成することを目的とする。

(1) 哲学科は、哲学・倫理学及び美学・芸術学についての多様な知識の修得を通して、理論的かつ実践的な思考能力を養い、社会に資する創造的人材を育成することを目的とする。

(2) 史学科は、日本史、西洋史、東洋史、考古学及び歴史地理の実証的な学習と研究を通して、客観的かつ批判的分析能力を養い、広く社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

(3) 日本文学科は、古代から現代にいたる日本の、文学、言語、伝承などを通じて、我が国の伝統文化や精神を体系的に学習することにより、社会や物事の本質をとらえ、創造的に思考し、広く社会に資することのできる人材を育成することを目的とする。

(4) 中国文学科は、中国文学を中心に、関連する諸領域の学習を通して、専門的教養に支えられた根源的視点と創造的思考力を養い、広く国際社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

(5) 外国語文化学科は、高い外国語能力を習得し、外国文化を学際的・総合的に学ぶこ

とによって、高度なコミュニケーション能力と問題を論理的に分析解決する能力とを備え、国際社会において主体的に活躍できる人材を育成することを目的とする。

- 2 経済学部は、多元化しグローバリゼーションの進展する社会の中において、経済学の基礎力と日本経済に関する知見を兼ね備え、未来への実践的で創造的な対応力を身につけた、社会に貢献できる専門的教養人を育成することを目的とする。
 - (1) 経済学科は、経済学の基本的な分析ツールと幅広い歴史的パースペクティブに依拠し、身近な地域から世界に至る経済・社会・政治の動向を踏まえつつ、日本経済の一層の発展と人類の福祉の向上に貢献できる人材を育成することを目的とする。
 - (2) 経営学科は、経営学と会計学の専門基礎力を備えるよう実践力、創造力、分析力を鍛錬し、企業をはじめとするさまざまな組織の中で、課題の発見と解決にリーダーシップを発揮できる人材を育成することを目的とする。
- 3 法学部は、幅広い教養と学識を身につけるとともに、法学及び政治学に関する専門的知識を修得することを通して、価値観が多様化する現代社会において主体的に行動し、かつ平和で民主的な国家及び社会の形成に積極的に参画できる人材を育成することを目的とする。
- 4 神道文化学部は、神道を中心とする日本の伝統文化の理解及び修習並びに内外の諸宗教及び関連する宗教文化の分析と比較を通して、国際化され情報化された現代社会の発展に寄与し社会の健全な形成に貢献する人材を育成することを目的とする。
- 5 人間開発学部は、人間発達に関する諸領域の専門的知識の教授及び体系的な実践的指導を通して、広い視野と深い洞察力を備え、多様な分野において、人間の持つ資質・能力を開発することのできる創造性豊かな人材を育成することを目的とする。
 - (1) 初等教育学科は、子どもの育成指導に関する専門的知識を教授し、体系的な実践的指導を行うことを通じて、子どもの資質・能力を開発し、人間力を備えた人材を育むことのできる指導者を育成することを目的とする。
 - (2) 健康体育学科は、健康教育並びにスポーツにかかる伝統、文化及び技能に関する専門的知識を教授し、体系的な実践的指導を行うことを通じて、人々の資質・能力を開発し、豊かで充実した社会生活の創造に貢献できる指導者を育成することを目的とする。
 - (3) 子ども支援学科は、子ども・子育て支援に関する専門的知識を教授し、保育現場や地域社会と連携した実践的指導を行うことを通じて、子どもの資質・能力を開発し、豊かな生活環境の創造に資することのできる指導者を育成することを目的とする。
- 6 観光まちづくり学部は、観光・交流を基軸に持続可能な地域の形成及び振興に関する方法論を構築するとともに、豊かな教養と学識をもち、観光や交流を通じた活力あふれる地域社会の再生、活性化に貢献できる人材を育成することを目的とする。

第2章 教職員組織

第3条 本学に学長を置く。

- 2 学長は、人格高潔で学識ある者の中から別に定める規程に従い選出する。
 - 3 学長は、本学を統率しこれを代表するとともに、校務をつかさどる。
 - 4 学長の任期は4年とする。ただし、再任を妨げない。
- 学長が欠けたとき、又は事故あるときは、その職務の代行、又は代理を置く。

代行及び代理に関する規程は別に定める。

第3条の2 本学に副学長を置く。

- 2 副学長は、学長を補佐し、その命を受けて校務をつかさどる。
- 3 副学長は、教授の中から全学教授会の議を経て、学長が任命する。
- 4 副学長の任期は、学長の在任期間とする。

第4条 本学に専任（特別専任を含む。以下、同じ。）の教授、准教授、助教及び助手を置く。

- 2 本学に兼任の講師を置くことができる。
- 3 教授、准教授、助教及び兼任の講師は、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事するとともに、学生の徳性の涵養に努める。
- 4 助手は、教授、准教授又は助教に従って学術を研究し、又はその所属する組織の運営と教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
- 5 教授、准教授、助教、助手及び兼任の講師の委嘱解嘱は、教授会の議を経て学長が行う。
- 6 本学に客員教授を置くことができる。客員教授の任用等については別に定める。

第5条 本学の各学部に学部長を置く。

- 2 学部長は、その学部に所属する教授の中から学部教授会の議を経て学長が委嘱する。
- 3 学部長は学長を補佐し、その学部を主管する。
- 4 学部長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第5条の2 本学の各学部に副学部長を置くことができる。

- 2 副学部長は、その学部に所属する教授の中から学部教授会の議を経て学長が委嘱する。
- 3 副学部長は、それぞれの所属する学部の教育に関し学部長を補佐する。
- 4 副学部長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第6条 本学の学長で功労顕著であつた者に、全学教授会の議を経て名誉学長の称号を贈ることができる。

- 2 本学の教授として多年本学の教育に従事し、学術の研究に特に功績の著しかつた者に、全学教授会の議を経て名誉教授の称号を贈ることができる。

第7条 本学に学則委員長を置く。

- 2 学則委員長は、全学教授会の議を経て、学長が委嘱する。
- 3 学則委員長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 学則委員会に関する規程は別に定める。

第8条 本学に学生部長、学生部副部長及び学生部委員を置く。学生部長、学生部副部長及び学生部委員をもつて学生部を構成する。

- 2 学生部長は、教授の中から全学教授会の議を経て学長が委嘱する。
- 3 学生部副部長は、教授又は准教授の中から全学教授会の議を経て学長が委嘱する。
- 4 学生部長は学長を補佐し、学生部の統轄及び学生の補導・厚生に当る。
- 5 学生部副部長は学生部長を補佐し、学生の補導・厚生に当り、学生部長に事故あるときはその職務を代行する。
- 6 学生部長・学生部副部長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 学生部に関する規程は別に定める。

第9条 本学にたまプラーザキャンパス長を置く。

- 2 たまプラーザキャンパス長は、教授の中から全学教授会の議を経て学長が委嘱する。
- 3 たまプラーザキャンパス長は、たまプラーザキャンパスにおける教学に関して学長を補佐する。
- 4 たまプラーザキャンパス長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 たまプラーザキャンパスに関する規程は別に定める。

第9条の2 本学に情報センター長を置く。

- 2 情報センター長は、全学教授会の議を経て学長が委嘱する。
- 3 情報センター長は、情報センターを代表する。
- 4 情報センター長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 情報センターに関する規程は別に定める。

第10条 本学の各学部に年次主任を置く。

- 2 年次主任は、学部教授会の議を経て、教授、准教授又は助教の中から選任することを原則とする。
- 3 年次主任は学部長を補佐し、その学年度の学生の指導に当る。
- 4 年次主任の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 本条に定めるもののほか、年次主任に関する規程は別に定める。

第11条 本学に図書館長を置く。

- 2 図書館長は、教授の中から全学教授会の議を経て学長が委嘱する。
- 3 図書館長は、本学図書館の運営に当る。
- 4 図書館長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 図書館に関する規程は別に定める。

第11条の2 本学に図書館副館長を置くことができる。

- 2 図書館副館長は、教授の中から全学教授会の議を経て学長が委嘱する。
- 3 図書館副館長は、図書館長を補佐して本学図書館の運営に当り、図書館長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 図書館副館長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第12条 本学に教務部長及び教務部委員を置く。教務部長及び教務部委員をもつて教務部を構成する。

- 2 教務部長は、教授の中から全学教授会の議を経て学長が委嘱する。
- 3 教務部長は、学長を補佐し、全学的教務事項を処理し、併せて各学部の教務事項を調整する。
- 4 教務部長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 教務部に関する規程は別に定める。

第12条の2 本学に入学部長、入学部副部長及び入学部委員を置く。入学部長、入学部副部長及び入学部委員をもつて入学部を構成する。

- 2 入学部長は、教授の中から全学教授会の議を経て学長が委嘱する。
- 3 入学部副部長は、教授又は准教授の中から全学教授会の議を経て学長が委嘱する。
- 4 入学部長は、学長を補佐し、入学制度に関する基本方針案の策定の任に当たるとともに、入学部委員会を招集し議長となる。
- 5 入学部副部長は、入学部長を補佐し、入学制度に関する基本方針案の策定の任に当り、

入学部長に事故あるときは、その職務を代行する。

6 入学部長及び入学部副部長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

7 入学部委員会に関する規程は別に定める。

第13条 本学に入学試験委員長を置く。

2 入学試験委員長は、教授の中から全学教授会の議を経て学長が委嘱する。

3 入学試験委員長は、学長を補佐し、入学制度及び入学試験の運営に関する全学的事項を担当するとともに、入学試験委員会の会議を招集し議長となる。

4 入学試験委員長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 入学試験の運営に関する規程は別に定める。

第13条の2 本学に入学試験副委員長を置くことができる。

2 入学試験副委員長は、教授又は准教授の中から全学教授会の議を経て学長が委嘱する。

3 入学試験副委員長は、入学試験委員長を補佐し、入学制度及び入学試験の運営に当り、入学試験委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

4 入学試験副委員長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第14条 本学専攻科に専攻科長を置く。

2 専攻科長は、教授の中から所管学部教授会の議を経て学長が委嘱する。

3 専攻科長は専攻科の学務を掌る。

4 専攻科長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第15条 本学別科に別科長を置く。

2 別科長は、教授の中から所管学部教授会の議を経て学長が委嘱する。

3 別科長は別科の学務を掌る。

4 別科長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第16条 本学に就職部長を置く。

2 就職部に関する規程は別に定める。

第16条の2 本学に国際交流推進部長を置く。国際交流推進部長は、国際交流推進部委員会を主宰する。

2 国際交流推進部長は、本学専任教員の中から全学教授会の議を経て学長が委嘱する。

3 国際交流推進部長は、学長を補佐し、本学の国際交流推進の任に当たる。

4 国際交流推進部長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 国際交流推進部委員会に関する規程は別に定める。

第17条 本学に次の委員を置くことができる。

学則委員

教務部委員

教務委員

学生部委員

図書館委員

常務委員

教員資格審査委員

就職部委員

専攻科委員

別 科 委 員

情報センター委員

自己点検・評価委員

その 他 の 委 員

- 2 教員の委員については、教授、准教授及び助教の中から教授会の議を経て学長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、別に定める場合を除き、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員に関する規程は、本学則に定めるもののほか、別に定める。

第18条 本学の事務局に事務局長その他の職員を置く。

- 2 事務局長その他の職員は、学長が任免する。
- 3 事務局長は、学長の命を受け事務職員を統轄し事務を掌理する。
- 4 事務局に関する規程は別に定める。

第3章 会議

第19条 会議は教授会と学部長会とする。

第1節 教授会

第20条 教授会は、学長、教授、准教授及び助教をもつて構成する。

第21条 教授会は全学教授会と各学部教授会とする。

第22条 全学教授会は学長が招集しその議長となる。

- 2 学長に事故のあるときは、前項の権限は学長職務代理者が代行する。

第23条 全学教授会は、次の事項を審議する。

- (1) 全学教授会の承認を要する役職者及び委員等の選出に関する事項
- (2) 教員の待遇及び厚生に関する事項
- (3) 全学にかかる教育課程に関する事項
- (4) 学則及び全学にかかる諸規程の制定改廃に関する事項
- (5) その他、全学的な学事に関する事項

第24条 学部教授会は学部長が招集しその議長となる。

- 2 学部長に事故あるときは、前項の権限は副学部長が代行する。

第25条 学部教授会は、次の事項を審議する。

- (1) 教授、准教授、助教、助手及び兼任の講師の人事に関する事項
- (2) 学部教授会の承認を要する役職者及び委員等の選出に関する事項
- (3) 入学制度に関する事項
- (4) 学部にかかる教育課程に関する事項
- (5) 入学・休学・退学・転学・留学・除籍・卒業等に関する事項
- (6) 学生の支援及び賞罰に関する事項
- (7) 試験及び成績等に関する事項
- (8) 学部にかかる諸規程の制定改廃に関する事項
- (9) その他、各学部の学事に関する事項

第26条 全学教授会及び学部教授会は、構成員の過半数が出席しなければ、その議事を行うことができない。

第27条 教授会の運営に関しては、別に定める教授会運営規程による。

第2節 学部長会

第28条 教学に関する平常の運営及び緊急処理を要する事項を審議する機関として、学部長会を置く。

2 学部長会に関する規程は別に定める。

第4章 入学資格及び定員

第29条 本学に入学できる者は、次の各号の1に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (7) 相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者

第30条 各学部の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

		入学定員	収容定員
文学部	哲 学 科	65名	260名
	史 学 科	190名	760名
	日本文学科	250名	1,000名
	中国文学科	60名	240名
	外国語文化学科	120名	480名
経済学部	経 済 学 科	255名	1,020名
	経営学科	255名	1,020名
法学部	法 律 学 科	500名	2,000名
神道文化学部	神道文化学科 (昼間主コース)	120名	480名
	(夜間主コース)	60名	240名
人間開発学部	初等教育学科	100名	400名
	健康体育学科	130名	520名
	子ども支援学科	100名	400名
観光まちづくり学部	観光まちづくり学科	300名	1,200名
	合 計	2,505名	10,020名

第5章 履修の方法

第31条 各学部の修業年限は4年とする。ただし、在学年数は、8年を超えることができない。

第32条 文学部においては4年以上在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得した者は卒業とし、卒業証書を授与する。

2 経済学部においては4年以上在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得した者は卒業とし、卒業証書を授与する。

3 法学部においては4年以上在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得した者は卒業とし、卒業証書を授与する。

4 神道文化学部においては4年以上在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得した者は卒業とし、卒業証書を授与する。

5 人間開発学部においては4年以上在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得した者は卒業とし、卒業証書を授与する。

6 観光まちづくり学部においては4年以上在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得した者は卒業とし、卒業証書を授与する。

第32条の2 前2条の規定にかかわらず、本学に3年以上在学し、所定の授業科目を履修し、卒業に必要な単位を極めて優秀な成績をもつて修得した者が、3年終了時における卒業（以下、「早期卒業」という。）を願い出た場合は卒業とし、卒業証書を授与することができる。

2 早期卒業に必要な成績の基準及び手続きについては、別に定める。

第32条の3 卒業の時期は学年末とする。

2 前項の規定にかかわらず、前期終了時における卒業を願い出た者は、第32条に該当することを条件として、前期終了時に卒業することができる。

第33条 本学を卒業した者にはその履修した課程に従い、別に定めるところにより学士の学位を授与する。

第34条 卒業に要する単位は次のとおりとする。

文学部

共通教育科目 3 6 単位以上

専門教育科目 6 4 単位以上

合 計 1 2 4 単位

経済学部

共通教育科目 3 6 単位以上

専門教育科目 7 4 単位以上

合 計 1 2 4 単位

法学部

共通教育科目 3 6 単位以上

専門教育科目 6 4 単位以上

合 計 1 2 4 単位

神道文化学部

共通教育科目 3 6 単位以上

専門教育科目 64 単位以上

合計 124 単位

人間開発学部

共通教育科目 26 単位以上

専門教育科目 74 単位以上

観光まちづくり学部

共通教育科目 26 単位以上

専門教育科目 74 単位以上

合計 124 単位

第35条 各授業科目の単位数は、その授業科目の開設の際に定める。

第36条 授業科目の単位数は、次の基準によって計算する。

- (1) 講義及び演習科目については、毎週1時間15週で1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技科目については、毎週3時間15週で1単位とする。
 - (3) 講義と、実験、実習及び実技を併用する場合については、毎週2時間15週で1単位とする。ただしこの場合は、講義を4分の1以上実施するものとする。
- 2 前項の規定に関わらず、卒業論文及び一部演習科目については、学習の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、別に単位数を定める。

第37条から第41条まで 削除

第42条 教員の免許状を取得しようとする者は、本学の卒業要件をみたし、かつ第57条別表1の教職に関する授業科目について、第2項の各免許教科に従い、教育職員免許法に定める単位を修得しなければならない。

2 本学の各学部・学科において取得できる教員の免許状の種類及び免許教科は、次のとおりとする。

学 部	学 科	取得免許状の種類	
		中学校教諭一種免許状	高等学校教諭一種免許状
文学部	哲学科	社会	公民
	史学科	社会	地理歴史
	日本文学科	国語	国語・書道
	中国文学科	国語	国語
	外国語文化学科	英語	英語
経済学部	経済学科	社会	公民
	経営学科		商業
法学部	法律学科	社会	公民
神道文化学部	神道文化学科	社会	公民
人間開発学部	健康体育学科	保健体育	保健体育

学 部	学 科	取得免許状の種類
-----	-----	----------

人間開発学部	初等教育学科	幼稚園教諭一種免許状	小学校教諭一種免許状
		特別支援学校教諭一種免許状	
	子ども支援学科	幼稚園教諭一種免許状	

第43条 図書館司書の資格を得ようとする者は、第57条別表2のイに定める図書館司書に関する授業科目32単位以上を修得することを要する。

2 学校図書館司書教諭の資格を得ようとする者は、第57条別表2のロに定める学校図書館司書教諭に関する授業科目10単位を修得することを要する。

第44条 学芸員の資格を得ようとする者は、第57条別表3に定める博物館学に関する授業科目19単位以上を修得することを要する。

第45条 保育士の資格を得ようとする者は、児童福祉法施行令、同法施行規則及び保育士養成施設指定規則に定める授業科目及び単位数を修得しなければならない。

2 保育士養成に関する規程は別に定める。

第46条 学生は履修しようとする授業科目を、毎年度所定の期間内に届け出なければならない。

第47条 学業成績は試験により定める。

第48条 試験は定期試験・追試験・再試験とする。

第49条 各授業科目について出席を要する日数の3分の1以上欠席した者は、その授業科目の試験を受ける資格を有しない。

第50条 追試験はやむを得ない事故により、定期試験を受けられなかつた者のためにのみ行うことがある。

2 不合格の授業科目については、再試験を行うことがある。

第51条 単位履修について正規の手続を怠つている者は受験資格を失う。

第52条 学業成績の評価は、S・A・B・C・Dとし、S・A・B・Cは合格、Dは不合格とする。

2 合格の評価を得た授業科目については、その授業科目所定の単位数を与える。

3 学修指導等に際し、第1項の評価から算出する平均値（以下「G P A」という。）を利用することがある。

4 G P Aの算出方法に関する内規は、別に定める。

第52条の2 教育上有益と認めるときは、在学生に対し、他の大学又は短期大学での履修を許可することができる。

2 前項の規定は外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

3 本学に入学する前に大学又は短期大学において修得した単位を本学の単位として認定することができる。

4 前3項により修得したものと認定することができる単位数は、合わせて60単位を超えないものとする。ただし、第64条に規定する編入学によるものはこの限りではない。

第53条 この学則に定めるもののほか履修の方法については、履修要綱の定めるところによる。

第6章 開設授業科目

第54条 文学部の開設授業科目は別表のとおりとする。ただし、別表記載以外の授業科目を開設することがある。

- (1) 共通教育科目（別表1）
- (2) 専門教育科目（別表2）

第55条 経済学部の開設授業科目は別表のとおりとする。ただし、別表記載以外の授業科目を開設することがある。

- (1) 共通教育科目（第54条別表1と同様とする。）
- (2) 専門教育科目

第56条 法学部の開設授業科目は別表のとおりとする。ただし、別表記載以外の授業科目を開設することがある。

- (1) 共通教育科目（第54条別表1と同様とする。）
- (2) 専門教育科目

第56条の2 神道文化学部の開設授業科目は別表のとおりとする。ただし、別表記載以外の授業科目を開設することがある。

- (1) 共通教育科目（第54条別表1と同様とする。）
- (2) 専門教育科目

第56条の3 人間開発学部の開設授業科目は別表のとおりとする。ただし、別表記載以外の授業科目を開設することがある。

- (1) 共通教育科目（第54条別表1と同様とする。）
- (2) 専門教育科目

第56条の4 観光まちづくり学部の開設授業科目は別表のとおりとする。ただし、別表記載以外の授業科目を開設することがある。

- (1) 共通教育科目（第54条別表1と同様とする。）
- (2) 専門教育科目

第57条 教職その他各種資格取得のための開設授業科目は別表のとおりとする。ただし、別表記載以外の授業科目を開設することがある。

- (1) 教職に関する授業科目 （別表1）
- (2) 図書館学に関する授業科目 （別表2）
- (3) 博物館学に関する授業科目 （別表3）

第7章 学年・学期・休日

第58条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第59条 学年を前期及び後期に分ける。

前期 自 4月1日 至 9月30日

後期 自 10月1日 至 翌年3月31日

第60条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律で休日とする日
- (2) 大学創立記念日（11月4日）
- (3) 神殿鎮座記念祭（5月1日）

- (4) 春季休業日 自 3月16日 至 4月 4日
 - (5) 夏季休業日 自 7月21日 至 9月19日
 - (6) 冬季休業日 自12月20日 至 1月 7日
- 2 前項に定めるもののほか、臨時に休業日を設けることができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことがある。

第8章 入学・転学・休学・退学

第61条 入学の時期は学年の始とする。

第62条 入学志望者に対しては、学力・人物・健康について考査する。

第63条 入学志望者は、入学志願に要する所定の手続を採らなければならない。

第64条 考査の上、学年の始に編入・転部・転科を許可することができる。ただし、修得単位の認定等の取扱については、教授会の定めるところによる。

2 編入できるものは、次の各号の1に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者又は退学した者
- (2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所、国立養護教諭養成所を卒業した者
- (3) 従前の法令の規定により大学予科、高等学校高等科、教員養成諸学校等の課程を修了又は卒業した者。なお、その取り扱いについては、学校教育法施行規則の定めるところによるものとする。

第65条 転部・転科希望者は、所定の手続を採らなければならない。

第66条 入学又は編入・転部・転科の許可を得た者は、保証人を立て次の書類を提出し、所定の学費を納めなければならない。

誓約書・履歴書・卒業（修了）証明書・編入の場合には別に単位成績証明書

第67条 誓約書には、保証人（父母又は近親者）の連署を要する。

第68条 保証人は、その学生に関する一切の責任を負わなければならない。

第69条 保証人が姓名を改めたとき、又は転居をしたときは直ちにその旨を届け出なければならない。

2 死亡その他の事由により保証人に変更があつたときは、改めて誓約書を差し出さなければならない。

第70条 病気のため欠席が1週間以上にわたる場合には、医師の診断書を添え、保証人連署をもつてその旨を届け出なければならない。

第71条 病気その他のやむを得ない事由により、引続き3か月以上欠席しようとする者は、保証人連署の上願い出て、休学することができる。病気による休学願には医師の診断書を添えなければならない。

2 前項の事由が消滅したときには、直ちに復学願を提出しなければならない。

3 休学期間は、前期、後期または学年度とする。やむを得ない場合は、この期間を延長することができる。

4 復学の時期は、学期の始めとする。

5 休学期間は、合算して3年を超えることはできない。

6 休学期間は、在学期間に算入しない。

第72条 病気その他のやむを得ない事由により、退学しようとする者は、保証人連署の

上、退学願を提出しなければならない。

第73条 前条の規定により退学した者が、保証人連署をもつて再入学を願い出た場合には、考查の上、退学時の学部学科にこれを許可することができる。

2 再入学に関する規程は、別に定める。

第74条 校医が健康上、修学に不適当と認めた者には休学を命ずることがある。

第9章 学費

第75条 本学の学費は別表のとおりとする。

第76条 本学に入学を志願する者は、所定の入学考查料を納めなければならない。

第77条 入学を許可された者、転部・転科を許可された者は、所定の入学金又は転部・転科料を納めなければならない。

第78条 学費は所定の期間中にこれを納めなければならない。

第79条 既納の学費、考查料、転部・転科料等は返戻しない。

2 学費は休学する場合においても納めなければならない。ただし、別に定めるところにより減免することができる。

第80条 在学中に授業料その他について変更のあつた場合には、新たに定められた金額を納入しなければならない。

第10章 委託生・科目等履修生・外国人留学生・交換留学生

第81条 公共団体およびその他の機関から、本学の特定の授業科目について研究を委託された者に対しては、選考の上委託生として研究を許可することができる。

第82条 本学の授業科目中、特定の授業科目の履修を希望する者に対しては、選考の上科目等履修生として履修を許可することができる。

第83条 科目等履修生となることができる者は、第29条の各号に規定する者とする。

第84条 科目等履修生の学費は別表のとおりとする。

第85条 科目等履修生はその履修した授業科目について試験を受けることができる。

2 試験に合格した者には、その授業科目所定の単位を授与する。

第86条 削除

第87条 外国人で大学において教育をうける目的をもつて入国し、本学に入学を希望する者に対しては、選考の上外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に対しては、第6章に掲げるもののほか日本語科目および日本事情に関する科目を置くことができる。

第87条の2 本学と協定を締結した外国の大学から推薦され、本学の開講する科目について履修を希望する者に対しては、所定の手続きを経て、交換留学生として入学を許可することができる。

第88条 委託生・科目等履修生・外国人留学生・交換留学生に関しては、本章に規定するもののほか、別に定める。

2 前項に規定する以外の事項については、本学則を準用する。

第11章 研究施設

第89条 本学に研究施設として図書館を置く。

第90条 本学各学部に学部資料室を置く。

2 学部資料室に関する規程は、別に定める。

第12章 その他の施設

第91条 本学に次の施設を置く。

- (1) 自習室
- (2) 学生寮
- (3) 保健室
- (4) その他

第13章 賞罰及び除籍

第92条 人物学業優秀な者、又は範とすべき行為をなした者は表彰する。

第93条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては懲戒を行う。

- (1) 本学の秩序を紊し、名誉を毀損した者
- (2) 性行不良で改善の見込がないと認められた者
- (3) 学力劣等で成業の見込がないと認められた者
- (4) 正当の理由がなくて出席常でない者

第94条 懲戒は譴責・謹慎・停学・退学の四とする。

第95条 次の各号のいずれかに該当する者には退学を勧告し、これに応じない者は除籍することができる。

- (1) 休学期間を除き在学8年を超える者。ただし、編入した者については別に定める。
- (2) 休学期間が3年を超える者
- (3) 履修の手続を所定期間中に行わなかつた者で修学の意思がないと認められた者
- (4) 各年次終了時において、特別の事情なくして所定の成績を修めることができず、成業の見込みがないと認められた者
- (5) 学費及びその他の納付金を所定の期間中に納入しない者

2 前項第2号から第5号までの規定により除籍となつた者の再入学については、第73条の規定を準用する。

第96条 他の大学に在学する者は除籍することができる。

第14章 奨学金

第97条 本学に奨学制度を設ける。

2 前項の制度の運営については別に定める。

第15章 公開講座

第98条 本学は社会人教育のため、公開講座を開催することがある。

公開講座に関しては別に定める。

第16章 課外活動

第99条 課外活動に関する規程は、別に定める。

第17章 改正

第100条 この学則の改正は、全学教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この学則は昭和23年3月26日から施行する。

附 則

この学則は昭和24年3月25日から施行する。

附 則

この学則は昭和26年3月1日から施行する。

附 則

この学則は昭和32年4月1日から施行する。

附 則

この学則は昭和38年4月1日から施行する。

附 則

この学則は昭和40年4月1日から施行する。

附 則

この学則は昭和41年4月1日から施行する。

附 則

この学則は昭和41年5月20日から施行する。

附 則

この学則は昭和42年4月1日から施行する。

附 則

この学則は昭和42年7月1日から施行する。

附 則

1 この学則は昭和43年4月1日から施行する。

2 昭和42年度以前に入学した者の単位履修については、なお従前の例による。

附 則

この学則は昭和44年4月1日から施行する。

附 則

この学則は昭和45年3月25日から施行する。

附 則

1 この学則は昭和46年4月1日から施行する。

2 第3条第2項に定める規定が施行されるまでの間、学長の選出については昭和46年3月17日開催の全学教授会において議決した「学長選出の暫定方法」による。

3 前項の規定により選出される学長の任期は4年とする。

4 昭和45年度に入学した者の単位履修については、この改正学則を適用する。昭和44年度以前に入学した者の単位履修については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は昭和47年4月1日から施行する。
- 2 昭和46年度以前に入学した者の単位履修については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は昭和47年11月1日から施行する。
- 2 昭和47年度に入学した者の単位履修については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は昭和48年4月1日から施行する。
- 2 昭和47年度以前に入学した者の単位履修については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は昭和49年4月1日から施行する。
- 2 昭和48年度以前に入学した者の単位履修については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は昭和50年4月1日から施行する。
- 2 昭和49年度以前に入学した者の単位履修については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は昭和51年4月1日から施行する。
- 2 昭和50年度以前に入学した者の単位履修については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は昭和52年4月1日から施行する。
- 2 昭和51年度以前に入学した者の単位履修については、なお従前の例による。

附 則

この学則は昭和53年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は昭和54年4月1日から施行する。
- 2 昭和53年度以前に入学した者の単位履修については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は昭和55年4月1日から施行する。
- 2 昭和54年度以前に入学した者の単位履修については、なお従前の例による。

附 則

この学則は昭和55年10月1日から施行する。

附 則

この学則は昭和56年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は昭和56年4月1日から施行する。
- 2 昭和55年度以前に入学した者の単位履修については、なお従前の例による。

附 則

この学則は昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この学則は昭和58年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は昭和59年4月1日から施行する。
- 2 昭和57年度以前に入学した者の単位履修については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は昭和60年4月1日から施行する。
- 2 昭和59年度以前に入学した者の単位履修については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は昭和61年4月1日から施行する。
- 2 昭和60年度以前に入学した者の単位履修については、なお従前の例による。

附 則

この学則は昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この学則は昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成元年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成2年4月1日から施行する。ただし、第30条の規定にかかわらず、平成2年度から平成10年度までの間の入学定員は次のとおりとする。

学 部 ・ 学 科	入 学 定 員
経済学部 第一部 経済学科	400名
法 学 部 第一部 法律学科	400名

附 則

この学則は平成3年4月1日から施行する。ただし、第30条の規定にかかわらず、平成3年度から平成11年度までの間の入学定員は次のとおりとする。

学 部 ・ 学 科	入 学 定 員
文学部 第一部 神道学科	75名
文学部 第一部 哲学科	75名
文学部 第一部 文学科	350名
文学部 第一部 史学科	130名

附 則

この学則は平成4年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は平成4年4月1日から施行する。
- 2 平成3年度以前に入学した者の単位履修については、なお従前の例による。

附 則

この学則は平成4年7月15日から施行する。

附 則

この学則は平成5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は平成7年4月1日から施行する。
- 2 平成6年度以前に入学した者の単位履修については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は平成8年4月1日から施行する。
- 2 第30条の規定にかかわらず、平成2年度から平成10年度までの間の入学定員は次のとおりとする。

学 部 ・ 学 科	入 学 定 員
経済学部 第一部 経済学科	250名

- 3 第30条の規定にかかわらず、平成3年度から平成11年度までの間の入学定員は次のとおりとする。

学 部 ・ 学 科	入 学 定 員
文学部 第一部 日本文学科	250名

- 4 平成7年度以前に入学した者の単位履修については、なお従前の例による。

- 5 (文学部第一部文学科および経済学部第二部経済学科の存続に関する経過措置)

第2条第3項の規定にかかわらず、文学部第一部文学科は、平成8年3月31日に当該学科に在学する者が文学部第一部文学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

第2条第4項の規定にかかわらず、経済学部第二部経済学科は、平成8年3月31日に当該学科に在学する者が経済学部第二部経済学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

第42条第2項の規定にかかわらず、文学部第一部文学科および経済学部第二部経済学科が存続する間の当該学科における取得教員免許状の種類および免許教科は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は平成9年4月1日から施行する。
- 2 第43条第1項、第44条および第45条の規定については、平成8年度以前に入学した者にも適用する。
- 3 前項において、改正前の規定により修得した科目と単位の読み替えについては、別に定める。

附 則

- 1 この学則は平成10年4月1日から施行する。
- 2 平成9年度以前に入学した者の単位履修については、なお従前の例による。

附 則

この学則は平成10年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は平成11年4月1日から施行する。
- 2 第30条の規定にかかわらず、平成11年度の入学定員は次のとおりとする。

学 部 ・ 学 科	入 学 定 員
経済学部 第一部 経済学科	250名
法 学 部 第一部 法律学科	400名

附 則

- 1 この学則は平成12年4月1日から施行する。
- 2 第30条の規定にかかわらず、平成12年度から平成16年度の入学定員は次のとおりとする。

学 部・学 科	入 学 定 員				
	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
文学部 第一部 神道学科	75名	75名	75名	75名	75名
文学部 第一部 哲学科	70名	65名	60名	55名	50名
文学部 第一部 史学科	128名	126名	124名	122名	120名
文学部 第一部 日本文学科	244名	238名	232名	226名	220名
経済学部 第一部 経済学科	245名	240名	235名	230名	225名
法 学 部 第一部 法律学科	395名	390名	385名	380名	375名

- 3 平成11年度以前に入学した者の単位履修については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は平成13年4月1日から施行する。
- 2 第30条の規定にかかわらず、平成13年度から平成16年度の経済学部経済学科昼間主コースおよび法学部法律学科昼間主コースの入学定員は次のとおりとする。

学 部・学 科	入 学 定 員			
	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
経済学部 経済学科 昼間主コース	240名	235名	230名	225名
法 学 部 法律学科 昼間主コース	390名	385名	380名	375名

- 3 (経済学部第二部産業消費情報学科および法学部第二部法律学科の存続に関する経過措置)

第2条第4項の規定にかかわらず、経済学部第二部産業消費情報学科は、平成13年3月31日に当該学科に在学する者が経済学部第二部産業消費情報学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

第2条第5項の規定にかかわらず、法学部第二部法律学科は、平成13年3月31日に当該学科に在学する者が法学部第二部法律学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

第42条第2項の規定にかかわらず、経済学部第二部産業消費情報学科および法学部第二部法律学科が存在する間の当該学科における取得教員免許状の種類および免許教科は、なお従前の例による。

- 4 平成12年度以前に入学した者の単位履修については、なお従前の例による。

5 第73条の規定にかかわらず、平成12年度以前に退学を許可された者の再入学については、退学後の期間による受験制限を免除する。

附 則

1 この学則は平成14年4月1日から施行する。

2 第30条の規定にかかわらず、平成14年度から平成16年度の入学定員は次のとおりとする。

学 部・学 科	入 学 定 員		
	平成14年度	平成15年度	平成16年度
文学部 第一部 哲学科	56名	50名	50名
文学部 第一部 日本文学科	214名	209名	200名
経済学部 経済学科 昼間主コース	218名	212名	210名
法学部 法律学科 昼間主コース	368名	362名	350名

3 (文学部第一部神道学科及び文学部第二部神道学科の存続に関する経過措置)

第2条第3項の規定にかかわらず、文学部第一部神道学科及び文学部第二部神道学科は、平成14年3月31日に当該学科に在学する者が、文学部第一部神道学科及び文学部第二部神道学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

第42条第2項の規定にかかわらず、文学部第一部神道学科及び文学部第二部神道学科が存在する間の当該学科における取得教員免許状の種類及び免許教科は、なお従前の例による。

4 平成13年度以前に入学した者の単位履修については、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は平成15年4月1日から施行する。

2 平成14年度以前に入学した者の単位履修については、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は平成16年4月1日から施行する。

2 平成15年度以前に入学した者の単位履修については、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は平成17年4月1日から施行する。

2 (文学部第二部文学科及び文学部第二部史学科の存続に関する経過措置)

第2条第3項の規定にかかわらず、文学部第二部文学科及び文学部第二部史学科は、平成17年3月31日に当該学科に在学する者が、文学部第二部文学科及び文学部第二部史学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

第42条第2項の規定にかかわらず、文学部第二部文学科及び文学部第二部史学科が存在する間の当該学科における取得教員免許状の種類及び免許教科は、なお従前の例による。

3 平成16年度以前に入学した者の単位履修及び教員免許状の種類・免許教科については、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は平成18年4月1日から施行する。

2 平成17年度以前に入学した者の単位履修及び教員免許状の種類・免許教科については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年4月1日において現に助教授である者は、准教授とする。
- 3 平成19年4月1日から施行する学則の改正後の学則関連規程等の適用については、別に定めるもののほか、改正前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。
- 4 (学校教育法第58条改正に伴う経過措置)
第4条第1項の規定にかかわらず、当面、専任の講師を置くことができる。改正後の学則及び学則関連規程等の適用については、当該専任の講師を助教とみなす。

- 5 平成18年度以前に入学した者の単位履修及び教員免許状の種類・免許教科については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前に入学した者の単位履修については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前に入学した者の単位履修及び教員免許状の種類・免許教科については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前に入学した者の単位履修については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度以前に入学した者の単位履修については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、第54条別表1(2)④については、平成22年度以前に入学した者にも適用する。
- 4 前項の規定にかかわらず、第55条別表については、平成21年度に入学した者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前に入学した者の単位履修については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、第43条第1項及び第44条については、平成23年度以前に入学した者にも適用することができる。

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前に入学した者の単位履修については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、「保健科教育法Ⅰ・Ⅱ」、「体育科教育法Ⅰ・Ⅱ」については、平成24年度入学者にも適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。

- 2 平成25年度以前に入学した者の単位履修については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、第56条別表2については、平成25年度以前に入学した者にも適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前に入学した者の単位履修については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、「古典教育研究Ⅰ・Ⅱ」については、平成24年度に入学した者から適用する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、「授業アセスメント論」、「知的障害児心理学」については、平成25年度に入学した者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前に入学した者の単位履修については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、「ICT授業構成論」、「現代社会と社会教育」、「社会教育事業と活動」については、平成26年度に入学した者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前に入学した者の単位履修については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、第56条の3別表中の「教育の統計」、「英米語研究Ⅱ」及び「英米地域文化論Ⅱ」については、平成27年度に入学した者から適用する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、第42条第2項及び第8項並びに第57条別表中の「1教職に関する授業科目」の「ハ 特別支援教育に関する科目」については、平成28年度に入学した者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前に入学した者の単位履修については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前に入学した者の単位履修については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第30条の規定にかかわらず、令和2年度から令和5年度の経済学部経済学科、経済学部経済ネットワーキング学科及び経済学部経営学科の収容定員は次のとおりとする。

学 部・学 科	収 容 定 員			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経済学部 経済学科	885名	930名	975名	1,020名
経済学部 経済ネットワーキング学科	450名	300名	150名	0名
経済学部 経営学科	705名	810名	915名	1,020名

3 (経済学部経済ネットワーキング学科の存続に関する経過措置)

第2条第4項の規定にかかわらず、経済学部経済ネットワーキング学科は、令和2年3月31日に当該学科に在学する者が経済学部経済ネットワーキング学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

4 令和元年度以前に入学した者の単位履修については、なお従前の例による。

5 前項の規定にかかわらず、第54条第2項第3号別表中の「日本語教育実習Ⅰ」及び「日本語教育実習Ⅱ」については、平成29年度に入学した者から適用する。

6 第4項の規定にかかわらず、第54条第2項第3号別表中の「史料講読Ⅰ」、「史料講読Ⅱ」及び「史学情報処理 初級」については、令和元年度に入学した者から適用する。

附 則

1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。

2 令和2年度以前に入学した者の単位履修については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、「野外活動実習Ⅰ」については、令和2年度に入学した者から適用する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

第54条 別表

1 共通教育科目

(1) 各学部共通

選 �chio 科 目	
授 業 科 目	単位数
國學院の学び	2
日本文化を知る	2
Japan Studies	2
アカデミック・リテラシーズⅠ	2
アカデミック・リテラシーズⅡ	2
基礎日本語	2
英語Ⅰ	2
英語Ⅱ	2
英語Ⅲ	2
英語Ⅳ	2
英語Ⅴ	2
入門ドイツ語	2
ドイツ語Ⅰ	2
ドイツ語Ⅱ	2
ドイツ語Ⅲ	2
ドイツ語Ⅳ	2
入門フランス語	2
フランス語Ⅰ	2
フランス語Ⅱ	2
フランス語Ⅲ	2
フランス語Ⅳ	2
入門中国語	2
中国語Ⅰ	2
中国語Ⅱ	2
中国語Ⅲ	2
中国語Ⅳ	2
入門コリア語	2
コリア語Ⅰ	2
コリア語Ⅱ	2
ロシア語Ⅰ	2
ロシア語Ⅱ	2
スペイン語Ⅰ	2
スペイン語Ⅱ	2
イタリア語Ⅰ	2

イタリア語Ⅱ	2
ポルトガル語Ⅰ	2
ポルトガル語Ⅱ	2
留学ドイツ語	2
留学フランス語	2
留学中国語	2
留学外国語	2
数的推論Ⅰ	2
数的推論Ⅱ	2
コンピュータと情報Ⅰ	2
コンピュータと情報Ⅱ	2
情報科学入門	2
データ・リテラシー	2
論理的思考法	2
科学的思考法	2
地球環境と人間	2
宇宙物理学入門	2
まちづくり基礎	2
経済と社会参加	2
情報化社会と市民	2
共存・共生の思想	2
スポーツ実技A	1
スポーツ実技B	1
スポーツ科学論	2
生涯スポーツ実技	1
ライフデザインⅠ	2
ライフデザインⅡ	2
論理・推理・解釈	2
基礎法律学Ⅰ	2
基礎法律学Ⅱ	2
応用法律学	2
論述問題演習	2
パブリックサービス・インターナシップ	2
Qualification English	2
Business English Writing	2
Advanced Business English	2
Economics of GlobalizationⅠ	2
Economics of GlobalizationⅡ	2
グローバルインターンシップ&セミナー	2

(2) 文学部

必修科目	
授業科目	単位数
神道と文化	2

選択科目	
授業科目	単位数
法学（日本国憲法）	2
法と社会参加	2
政治と社会参加	2
行政と市民生活	2
国際政治入門	2
政治哲学入門	2
比較政治入門	2
地域研究入門	2
法史学入門	2
比較法入門	2
犯罪学入門	2
日本の経済	2
世界経済入門	2
経済史入門	2
経済理論入門	2
統計入門	2
経済経営数学入門	2
経済学史入門	2
経営入門	2
経営学史	2
会計入門	2
簿記の基礎	2

(3) 経済学部

必修科目	
授業科目	単位数
神道と文化	2

選択科目	
授業科目	単位数
日本上代文学研究Ⅰ	2
日本上代文学研究Ⅱ	2

地域からみた日本の歴史Ⅰ	2
地域からみた日本の歴史Ⅱ	2
地域からみた日本の歴史Ⅲ	2
地域からみた日本の歴史Ⅳ	2
日本美術史A	2
日本中古文学研究Ⅰ	2
中国「君子」の世界	2
中国古典の世界	2
中国文化の世界	2
東アジア史Ⅰ	2
東アジア史Ⅱ	2
現代中国の世界	2
外国文化入門	2
比較文化論Ⅰ	2
比較文化論Ⅱ	2
論理学A	2
芸術学A	2
美学A	2
法学（日本国憲法）	2
法と社会参加	2
政治と社会参加	2
行政と市民生活	2
国際政治入門	2
政治哲学入門	2
比較政治入門	2
地域研究入門	2
法史学入門	2
比較法入門	2
犯罪学入門	2

(4) 法学部

必修科目	
授業科目	単位数
神道と文化	2

選択科目	
授業科目	単位数
日本上代文学研究Ⅰ	2

日本上代文学研究Ⅱ	2
地域からみた日本の歴史Ⅰ	2
地域からみた日本の歴史Ⅱ	2
地域からみた日本の歴史Ⅲ	2
地域からみた日本の歴史Ⅳ	2
日本美術史A	2
日本中古文学研究Ⅰ	2
中国「君子」の世界	2
中国古典の世界	2
中国文化の世界	2
東アジア史Ⅰ	2
東アジア史Ⅱ	2
現代中国の世界	2
外国文化入門	2
比較文化論Ⅰ	2
比較文化論Ⅱ	2
論理学A	2
芸術学A	2
美学A	2
日本の経済	2
世界経済入門	2
経済史入門	2
経済理論入門	2
統計入門	2
経済経営数学入門	2
経済学史入門	2
経営入門	2
経営学史	2
会計入門	2
簿記の基礎	2

(5) 神道文化学部

選 択 科 目	
授 業 科 目	単位数
日本上代文学研究Ⅰ	2
日本上代文学研究Ⅱ	2
地域からみた日本の歴史Ⅰ	2
地域からみた日本の歴史Ⅱ	2

地域からみた日本の歴史Ⅲ	2
地域からみた日本の歴史Ⅳ	2
日本美術史A	2
日本中古文学研究 I	2
中国「君子」の世界	2
中国古典の世界	2
中国文化の世界	2
東アジア史 I	2
東アジア史 II	2
現代中国の世界	2
外国文化入門	2
比較文化論 I	2
比較文化論 II	2
論理学 A	2
芸術学 A	2
美学 A	2
法学（日本国憲法）	2
法と社会参加	2
政治と社会参加	2
行政と市民生活	2
国際政治入門	2
政治哲学入門	2
比較政治入門	2
地域研究入門	2
法史学入門	2
比較法入門	2
犯罪学入門	2
日本の経済	2
世界経済入門	2
経済史入門	2
経済理論入門	2
統計入門	2
経済経営数学入門	2
経済学史入門	2
経営入門	2
経営学史	2
会計入門	2
簿記の基礎	2

(6) 人間開発学部

必修科目	
授業科目	単位数
神道と文化	2
導入基礎演習	2

選択科目	
授業科目	単位数
日本上代文学研究Ⅰ	2
日本上代文学研究Ⅱ	2
地域からみた日本の歴史Ⅰ	2
地域からみた日本の歴史Ⅱ	2
地域からみた日本の歴史Ⅲ	2
地域からみた日本の歴史Ⅳ	2
日本美術史A	2
日本中古文学研究Ⅰ	2
中国「君子」の世界	2
中国古典の世界	2
中国文化の世界	2
東アジア史Ⅰ	2
東アジア史Ⅱ	2
現代中国の世界	2
外国文化入門	2
比較文化論Ⅰ	2
比較文化論Ⅱ	2
論理学A	2
芸術学A	2
美学A	2
法学（日本国憲法）	2
法と社会参加	2
政治と社会参加	2
行政と市民生活	2
国際政治入門	2
政治哲学入門	2
比較政治入門	2
地域研究入門	2
法史学入門	2

比較法入門	2
犯罪学入門	2
日本の経済	2
世界経済入門	2
経済史入門	2
経済理論入門	2
統計入門	2
経済経営数学入門	2
経済学史入門	2
経営入門	2
経営学史	2
会計入門	2
簿記の基礎	2

(7) 観光まちづくり学部

必修科目	
授業科目	単位数
神道と文化	2

選択科目	
授業科目	単位数
法学（日本国憲法）	2
法と社会参加	2
政治と社会参加	2
行政と市民生活	2
日本の経済	2
経済理論入門	2
経済経営数学入門	2
経済学史入門	2
比較文化論 I	2

2 専門教育科目

(1) 哲学科

必修科目	
授業科目	単位数
西洋哲学史ⅠA	2
西洋哲学史ⅠB	2
基礎演習ⅠA	2
基礎演習ⅠB	2
基礎演習ⅡA	2
基礎演習ⅡB	2
卒業論文	8

選択必修科目	
授業科目	単位数
哲学演習	4
美学・芸術学演習	4

選択科目	
授業科目	単位数
哲学概論A	2
哲学概論B	2
西洋哲学史ⅡA	2
西洋哲学史ⅡB	2
日本思想史A	2
日本思想史B	2
中国思想史A	2
中国思想史B	2
インド思想史A	2
インド思想史B	2
倫理学A	2
倫理学B	2
論理学A	2
論理学B	2
哲学特殊講義ⅠA	2
哲学特殊講義ⅠB	2
哲学特殊講義ⅡA	2
哲学特殊講義ⅡB	2
哲学特殊講義ⅢA	2
哲学特殊講義ⅢB	2

哲学特殊講義IV A	2
哲学特殊講義IV B	2
美学A	2
美学B	2
日本美術史A	2
日本美術史B	2
東洋美術史A	2
東洋美術史B	2
西洋美術史A	2
西洋美術史B	2
芸術学A	2
芸術学B	2
美学・芸術学特殊講義 I A	2
美学・芸術学特殊講義 I B	2
美学・芸術学特殊講義 II A	2
美学・芸術学特殊講義 II B	2
美学・芸術学特殊講義 III A	2
美学・芸術学特殊講義 III B	2
日本哲学A	2
日本哲学B	2
ギリシャ語 I	2
ギリシャ語 II	2
ギリシャ語 III	2
ギリシャ語 IV	2
ラテン語 I	2
ラテン語 II	2
ラテン語 III	2
ラテン語 IV	2
サンスクリット語 I	2
サンスクリット語 II	2
サンスクリット語 III	2
サンスクリット語 IV	2
応用倫理学A	2
応用倫理学B	2
科学哲学A	2
科学哲学B	2
現代哲学A	2
現代哲学B	2
宗教哲学A	2
宗教哲学B	2

言語論 A	2
言語論 B	2
比較思想 A	2
比較思想 B	2
キリスト教概論 A	2
キリスト教概論 B	2
仏教概論 A	2
仏教概論 B	2
比較芸術学 A	2
比較芸術学 B	2
日本史概論 I	2
東洋史概論 I	2
西洋史概論 I	2
人文地理学	2
自然地理学	2
地誌学	2
宗教学 I	2
宗教学 II	2
心理学 A	2
心理学 B	2
憲法 I A	2
憲法 I B	2
国際法の基礎	2
国際紛争処理法	2
政治学概論	2
国際政治 A	2
国際政治 B	2
社会学 A	2
社会学 B	2
社会経済学	2
国際経済	2
公共部門と財政	2
社会保障論	2

(2) 史学科

必修科目	
授業科目	単位数
史学入門 I	2
史学入門 II	2
史学導入演習 I	2
史学導入演習 II	2
史学基礎演習 I	2
史学基礎演習 II	2
史学展開演習 I	2
史学展開演習 II	2
史学応用演習 I	2
史学応用演習 II	2
演習・卒業論文	8

選択必修科目	
授業科目	単位数
日本史概論 I	2
日本史概論 II	2
東洋史概論 I	2
東洋史概論 II	2
西洋史概論 I	2
西洋史概論 II	2
考古学概論 I	2
考古学概論 II	2
地域文化と景観概論 I	2
地域文化と景観概論 II	2
日本時代史 I	2
日本時代史 II	2
日本時代史 III	2
日本時代史 IV	2
日本時代史 V	2
日本時代史 VI	2
日本時代史 VII	2
日本時代史 VIII	2
東洋地域史 I	2

東洋地域史Ⅱ	2
東洋地域史Ⅲ	2
東洋地域史Ⅳ	2
西洋地域史Ⅰ	2
西洋地域史Ⅱ	2
西洋地域史Ⅲ	2
西洋地域史Ⅳ	2
考古学各論Ⅰ	2
考古学各論Ⅱ	2
考古学各論Ⅲ	2
考古学各論Ⅳ	2
考古学各論Ⅴ	2
考古学各論Ⅵ	2
考古学各論Ⅶ	2
考古学各論Ⅷ	2
地域文化各論Ⅰ	2
地域文化各論Ⅱ	2
地域文化各論Ⅲ	2
地域文化各論Ⅳ	2
文化景観各論Ⅰ	2
文化景観各論Ⅱ	2
史料講読Ⅰ	2
史料講読Ⅱ	2
外書講読Ⅰ	2
外書講読Ⅱ	2
考古学調査法Ⅰ	2
考古学調査法Ⅱ	2
考古学実習Ⅰ	1
考古学実習Ⅱ	1
地域・景観調査法Ⅰ	2
地域・景観調査法Ⅱ	2
史学専門講義（日本史）	2
史学専門講義（東洋史）	2
史学専門講義（西洋史）	2
史学専門講義（考古学）	2
史学専門講義（地域文化と景観）	2

選 �chio 科 目	
授 業 科 目	単位数
地域からみた日本の歴史 I	2
地域からみた日本の歴史 II	2
地域からみた日本の歴史 III	2
地域からみた日本の歴史 IV	2
東アジア史 I	2
東アジア史 II	2
江戸東京の歴史	2
渋谷の歴史	2
有職故実 I	2
有職故実 II	2
史学情報処理 初級	2
史学情報処理 中級	2
史学情報処理 上級	2
古文書学 I	2
古文書学 II	2
史料管理・保存論 I	2
史料管理・保存論 II	2
文化財行政論	2
考古科学	2
文化財科学	2
地域文化資源論	2
地域文化財資料論	2
絵図古地図研究	2
環境史・災害史	2
日本文化史 I	2
日本文化史 II	2
美術工芸史	2
外国考古学 I	2
外国考古学 II	2
文化人類学 I	2
文化人類学 II	2
人文地理学	2
自然地理学	2
地誌学	2
倫理学 A	2
倫理学 B	2
哲学概論 A	2
哲学概論 B	2

日本美術史A	2
日本美術史B	2
宗教学 I	2
宗教学II	2
国際政治 A	2
国際政治 B	2
政治学概論	2
社会学A	2
社会学B	2
心理学A	2
心理学B	2
社会経済学	2
社会保障論	2
財政の基礎	2
金融の基礎	2
憲法 I A	2
憲法 I B	2
統計入門	2
現代日本経済	2
経営史	2

(3) 日本文学科

必修科目	
授業科目	単位数
日本文学概説 I	2
日本文学概説 II	2
日本語学概説 I	2
日本語学概説 II	2
伝承文学概説 I	2
伝承文学概説 II	2
漢文学概説	2
卒業論文	8

選択必修科目	
授業科目	単位数
日本文学講読 I	2
日本文学講読 II	2
日本語学講読 I	2
日本語学講読 II	2
伝承文学講読 I	2
伝承文学講読 II	2
漢文学講読 I	2
漢文学講読 II	2
日本文学演習 I A	2
日本文学演習 I B	2
日本文学演習 II A	2
日本文学演習 II B	2
日本文学演習 III A	2
日本文学演習 III B	2
日本語学演習 I A	2
日本語学演習 I B	2
日本語学演習 II A	2
日本語学演習 II B	2
日本語学演習 III A	2
日本語学演習 III B	2
伝承文学演習 I A	2
伝承文学演習 I B	2

伝承文学演習ⅡA	2
伝承文学演習ⅡB	2
伝承文学演習ⅢA	2
伝承文学演習ⅢB	2
伝承文学演習ⅣA	2
伝承文学演習ⅣB	2

選 択 科 目	
授 業 科 目	単位数
基礎日本古典語Ⅰ	2
基礎日本古典語Ⅱ	2
書道Ⅰ	2
書道Ⅱ	2
影印講読	2
基礎漢文学	2
日本語教育学演習ⅠA	2
日本語教育学演習ⅠB	2
日本語教育学演習ⅡA	2
日本語教育学演習ⅡB	2
言語学演習Ⅰ	2
言語学演習Ⅱ	2
国語教育学演習Ⅰ	2
国語教育学演習Ⅱ	2
書道演習Ⅰ	2
書道演習Ⅱ	2
表現文化演習Ⅰ	2
表現文化演習Ⅱ	2
日本文学史Ⅰ	2
日本文学史Ⅱ	2
日本時代文学史Ⅰ	2
日本時代文学史Ⅱ	2
日本古典芸能文化論Ⅰ	2
日本古典芸能文化論Ⅱ	2
東アジア芸能文化論Ⅰ	2
東アジア芸能文化論Ⅱ	2
日本上代文学研究Ⅰ	2

日本上代文学研究Ⅱ	2
日本中古文学研究Ⅰ	2
日本中古文学研究Ⅱ	2
日本中世文学研究Ⅰ	2
日本中世文学研究Ⅱ	2
日本近世文学研究Ⅰ	2
日本近世文学研究Ⅱ	2
日本近現代文学研究Ⅰ	2
日本近現代文学研究Ⅱ	2
日本近現代文学研究Ⅲ	2
日本近現代文学研究Ⅳ	2
日本文学各論Ⅰ	2
日本文学各論Ⅱ	2
日本古典文学特殊研究Ⅰ	2
日本古典文学特殊研究Ⅱ	2
日本近現代文学特殊研究Ⅰ	2
日本近現代文学特殊研究Ⅱ	2
書誌学Ⅰ	2
書誌学Ⅱ	2
東アジア比較文学Ⅰ	2
東アジア比較文学Ⅱ	2
文献情報処理Ⅰ	2
文献情報処理Ⅱ	2
日本語史Ⅰ	2
日本語史Ⅱ	2
日本語学史Ⅰ	2
日本語学史Ⅱ	2
言語学概論Ⅰ	2
言語学概論Ⅱ	2
日本語音声学Ⅰ	2
日本語音声学Ⅱ	2
古代日本語文法Ⅰ	2
古代日本語文法Ⅱ	2
現代日本語文法Ⅰ	2
現代日本語文法Ⅱ	2
現代日本語研究Ⅰ	2
現代日本語研究Ⅱ	2
日本語学各論Ⅰ	2
日本語学各論Ⅱ	2

言語学特殊研究 I	2
言語学特殊研究 II	2
日本語教授法 I	2
日本語教授法 II	2
日本語教育研究 I	2
日本語教育研究 II	2
日本語教育実習 I	1
日本語教育実習 II	2
民俗学史 I	2
民俗学史 II	2
伝承文学史 I	2
伝承文学史 II	2
日本民俗学 I	2
日本民俗学 II	2
口承文芸研究 I	2
口承文芸研究 II	2
儀礼文化論 I	2
儀礼文化論 II	2
伝承文学研究 I	2
伝承文学研究 II	2
伝承文化研究 I	2
伝承文化研究 II	2
民俗文化財論 I	2
民俗文化財論 II	2
民俗芸能論 I	2
民俗芸能論 II	2
比較口承文芸論 I	2
比較口承文芸論 II	2
伝承文学思想	2
民俗研究思想	2
現代文化論	2
映像文化論	2
比較民俗研究 I	2
比較民俗研究 II	2
国語教育学概論 I	2
国語教育学概論 II	2
国語教育実践研究 I	2
国語教育実践研究 II	2
日本書道史 I	2
日本書道史 II	2

中国書道史 I	2
中国書道史 II	2
書道実習 I A	1
書道実習 I B	1
書道実習 II A	1
書道実習 II B	1
書道実習 III A	1
書道実習 III B	1
書道実習 IV A	1
書道実習 IV B	1
書道概論	2
書論研究	2
古筆学	2
篆書法篆刻学	2
隸書法	2
出版文化論 I	2
出版文化論 II	2
放送文化論 I	2
放送文化論 II	2
表現文化論 I	2
表現文化論 II	2
身体表現文化論 I	2
身体表現文化論 II	2
文字表現文化論 I	2
文字表現文化論 II	2
古典教育研究 I	2
古典教育研究 II	2
史料講読 I	2
史料講読 II	2
中国学入門	2
中国文学通史	2
中国古典読法基礎	2
中国文学基礎 I	2
中国文学基礎 II	2
中国原典研究 I	2
中国原典研究 II	2

(4) 中国文学科

必修科目	
授業科目	単位数
中国学入門	2
中国文学概説	2
中国文学通史	2
中国語基礎演習	2
中国語演習 I	1
中国語演習 II	1
漢字情報処理 I	2
漢字情報処理 II	2
唐宋詩文演習	2
詩経演習	2
論語演習	2
楚辞演習	2
文選演習	2
中国古典読法 I	2
中国古典読法 II	2
中国古典読法 III	2

選択必修科目	
授業科目	単位数
中国原典研究 I	2
中国原典研究 II	2
中国原典研究 III	2
中国原典研究 IV	2
中国原典演習 I	2
中国原典演習 II	2
中国原典演習 III	2
中国原典演習 IV	2
卒業論文 I	2
卒業論文 II	6

選 抚 科 目	
授 業 科 目	単位数
中国古典読法基礎	2
中国人文学概説	2
中国民俗文化概説	2
現代中国概説	2
中国文学基礎 I	2
中国文学基礎 II	2
中国文学基礎 III	2
中国語教養基礎 I	2
中国語教養基礎 II	2
中国語教養基礎 III	2
人文総合基礎 I	2
人文総合基礎 II	2
人文総合基礎 III	2
中国民俗文化基礎 I	2
中国民俗文化基礎 II	2
中国民俗文化基礎 III	2
中国文学特殊講義 A	2
中国文学特殊講義 B	2
中国語教養特殊講義 A	2
中国語教養特殊講義 B	2
人文総合特殊講義 A	2
人文総合特殊講義 B	2
中国民俗文化特殊講義 A	2
中国民俗文化特殊講義 B	2
中国学特殊講義 I (文学)	2
中国学特殊講義 II (文学)	2
中国学特殊講義 III (中国語応用)	2
中国学特殊講義 IV (中国語応用)	2
中国学特殊講義 V (中国語応用)	2
中国学特殊講義 VI (思想・宗教)	2
中国学特殊講義 VII (思想・宗教)	2
中国学特殊講義 VIII (歴史)	2
中国学特殊講義 IX (歴史)	2
中国学特殊講義 X (芸術)	2

中国学特殊講義X I (芸術)	2
中国学特殊講義X II (生活文化)	2
中国学特殊講義X III (生活文化)	2
中国学特殊講義X IV (言語文化)	2
中国学特殊講義X V (言語文化)	2
中国学特殊講義X VI (言語文化)	2
中国学特殊講義X VII (言語文化)	2
中国学特殊講義X VIII (言語文化)	2
中国学特殊講義X IX (言語文化)	2
中国「君子」の世界	2
中国古典の世界	2
中国文化の世界	2
現代中国の世界	2
日本文学概論 I	2
日本文学概論 II	2
日本語学概論 I	2
日本語学概論 II	2
日本文学講読 I	2
日本文学講読 II	2
日本文学史 I	2
日本文学史 II	2
日本語学講読 I	2
日本語学講読 II	2
日本語史 I	2
日本語史 II	2
伝承文学講読 I	2
伝承文学講読 II	2
日本語教授法 I	2
日本語教授法 II	2
書道 I	2
書道 II	2
書道実習 I A	1
書道実習 I B	1
書道実習 II A	1
書道実習 II B	1
書道実習 III A	1
書道実習 III B	1
書道実習 IV A	1
書道実習 IV B	1
古典教育研究 I	2

古典教育研究Ⅱ	2
国語教育学概論Ⅰ	2
国語教育学概論Ⅱ	2
国語教育実践研究Ⅰ	2
国語教育実践研究Ⅱ	2

(5) 外国語文化学科

必修科目	
授業科目	単位数
英語演習ⅠA	2
英語演習ⅠB	2
英語演習ⅡA	2
英語演習ⅡB	2
英語文献演習ⅠA	2
英語文献演習ⅠB	2
英語文献演習ⅡA	2
英語文献演習ⅡB	2
外国語文化導入演習	2
文化基礎演習A	2
文化基礎演習B	2
外国語総合演習A	2
外国語総合演習B	2
文化総合演習A	2
文化総合演習B	2
卒業論文	8

選択必修科目	
授業科目	単位数
ドイツ語演習ⅠA	2
ドイツ語演習ⅠB	2
ドイツ語演習ⅡA	2
ドイツ語演習ⅡB	2
フランス語演習ⅠA	2
フランス語演習ⅠB	2
フランス語演習ⅡA	2
フランス語演習ⅡB	2
中国語演習ⅠA	2
中国語演習ⅠB	2
中国語演習ⅡA	2
中国語演習ⅡB	2
英文法A	2
英文法B	2
英語表現A	2
英語表現B	2

ドイツ語表現 A	2
ドイツ語表現 B	2
フランス語表現 A	2
フランス語表現 B	2
中国語表現 A	2
中国語表現 B	2

選 �chio 科 目	
授 業 科 目	単 位 数
外国文化入門	2
英語展開演習 A	2
英語展開演習 B	2
ドイツ語展開演習 A	2
ドイツ語展開演習 B	2
フランス語展開演習 A	2
フランス語展開演習 B	2
中国語展開演習 A	2
中国語展開演習 B	2
英語コミュニケーション演習 A	2
英語コミュニケーション演習 B	2
ドイツ語コミュニケーション演習 A	2
ドイツ語コミュニケーション演習 B	2
フランス語コミュニケーション演習 A	2
フランス語コミュニケーション演習 B	2
中国語コミュニケーション演習 A	2
中国語コミュニケーション演習 B	2
日本語学 I	2
日本語学 II	2
英米語概論 I	2
英米語概論 II	2
ドイツ語研究 I	2
ドイツ語研究 II	2
フランス語研究 I	2
フランス語研究 II	2

中国語研究 I	2
中国語研究 II	2
英米地域文化論 I	2
英米地域文化論 II	2
ヨーロッパ地域文化論 I	2
ヨーロッパ地域文化論 II	2
中国地域文化論 I	2
中国地域文化論 II	2
外国文学 I (英)	2
外国文学 II (米)	2
外国文学 III (独)	2
外国文学 IV (独)	2
外国文学 V (仏)	2
外国文学 VI (仏)	2
外国文学 VII (中)	2
外国文学 VIII (中)	2
ビジネス英語 I	2
ビジネス英語 II	2
Select English I	2
Select English II	2
比較文化論 I	2
比較文化論 II	2
情報文化論 I	2
情報文化論 II	2

第55条 別表

2 専門教育科目

(1) 経済学科

必修科目	
授業科目	単位数
日本の経済	2
基礎演習A	2

選択必修科目	
授業科目	単位数
基礎演習B	2
経済理論入門	2
世界経済入門	2
経済史入門	2
統計入門	2
経済経営数学入門	2
経営入門	2
会計入門	2
経済学史入門	2
社会科学入門	2
マクロ経済I	2
マクロ経済II	2
ミクロ経済I	2
ミクロ経済II	2
ビジネスリサーチ	2
財政の基礎	2
金融の基礎	2
現代日本経済	2
国際経済	2
労働経済	2
社会経済学	2
地域と都市の経済	2
ゲーム理論	2
行動経済学	2
産業組織論	2
データ分析の手法I	2

データ分析の手法Ⅱ	2
マーケティングリサーチ	2
日本経済史Ⅰ	2
日本経済史Ⅱ	2
西洋経済史Ⅰ	2
西洋経済史Ⅱ	2
アジア経済史	2
地域政策	2
都市経済	2
フィールドスタディ	2
地域と行財政	2
経済地理	2
交通経済	2
日本の金融システム	2
公共部門と財政	2
日本経済と政策	2
社会保障論	2
社会政策論	2
医療の経済	2
国際経営	2
外国経済	2
国際通貨と国際金融	2
開発経済	2
環境経済	2
ジェンダーと経済	2
共生と経済	2
地域ブランド論	2
アンケート調査Ⅰ	2
アンケート調査Ⅱ	2
経営戦略	2
経営組織	2
マーケティングの基礎	2
経営史	2
日本経営史	2
簿記の基礎	2
財務会計	2

企業財務	2
予算管理	2
公会計	2
経済学特論	2
経営学特論	2
経済学特殊講義	2
経営学特殊講義	2
Business Communication I	2
Business Communication II	2
Business Presentation I	2
Business Presentation II	2
情報システム	2
データ処理	2
データ管理	2
プログラミング	2
演習 I	2
演習 II A	2
演習 II B	2
演習 III (卒業論文) A	2
演習 III (卒業論文) B	2
卒業リポート演習	2

選 �chio 科 目	
授 業 科 目	単 位 数
経済特別演習	2
経営特別演習	2
サマーセミナー	2
スプリングセミナー	2
リーダーシップ基礎	2
リーダーシップ応用	2
政策デザイン	2
ビジネスゲーム	2
ビジネスデザイン	2
現代の企業経営	2
雇用と働き方	2
院友に学ぶキャリア	2

ビジネスインターンシップ	2
キャリア開発	2
日本史概論 I	2
日本史概論 II	2
東洋史概論 I	2
東洋史概論 II	2
西洋史概論 I	2
西洋史概論 II	2
憲法 I A	2
憲法 I B	2
政治学概論	2
国際政治 A	2
国際政治 B	2
社会学 A	2
社会学 B	2

(2) 経営学科

必修科目	
授業科目	単位数
日本の経済	2
基礎演習A	2

選択必修科目	
授業科目	単位数
基礎演習B	2
経済理論入門	2
世界経済入門	2
経済史入門	2
統計入門	2
経済経営数学入門	2
経営入門	2
会計入門	2
経済学史入門	2
社会科学入門	2
経営戦略	2
経営組織	2
経営学史	2
マーケティングの基礎	2
現代ビジネス	2
ビジネスリサーチ	2
簿記の基礎	2
財務会計	2
企業財務	2
予算管理	2
マーケティング	2
国際経営	2
人的資源管理	2
経営管理	2
生産管理	2
組織行動	2
日本の中小企業	2
ベンチャービジネス	2
事業承継	2
イノベーションマネジメント	2

データ分析の手法 I	2
マーケティングリサーチ	2
ゲーム理論	2
産業組織論	2
原価計算	2
財務諸表分析	2
経営分析	2
応用財務会計	2
ビジネスゲーム	2
ビジネスデザイン	2
ビジネスソリューション	2
経営史	2
日本経営史	2
製品戦略	2
流通論	2
広告論	2
企業監査	2
税務会計	2
公会計	2
国際会計	2
企業法	2
マクロ経済 I	2
マクロ経済 II	2
ミクロ経済 I	2
ミクロ経済 II	2
財政の基礎	2
金融の基礎	2
現代日本経済	2
国際経済	2
日本の金融システム	2
日本経済史 II	2
労働経済	2
地域と都市の経済	2
地域ブランド論	2
ジェンダーと経済	2
アンケート調査 I	2
アンケート調査 II	2
経済学特論	2

経営学特論	2
経済学特殊講義	2
経営学特殊講義	2
Business Communication I	2
Business Communication II	2
Business Presentation I	2
Business Presentation II	2
情報システム	2
データ処理	2
データ管理	2
プログラミング	2
演習 I	2
演習 II A	2
演習 II B	2
演習III（卒業論文）A	2
演習III（卒業論文）B	2
卒業リポート演習	2

選 �chio 科 目	
授 業 科 目	単 位 数
経済特別演習	2
経営特別演習	2
サマーセミナー	2
スプリングセミナー	2
リーダーシップ基礎	2
リーダーシップ応用	2
政策デザイン	2
現代の企業経営	2
雇用と働き方	2
院友に学ぶキャリア	2
フィールドスタディ	2
ビジネスインターンシップ	2
キャリア開発	2
職業指導	2

第56条 別表

2 専門教育科目

法律学科

選 �chio 科 目	
授 業 科 目	単 位 数
法学（日本国憲法）	2
法と社会参加	2
政治と政治参加	2
行政と市民生活	2
法教育入門	2
公法入門	2
刑事法入門	2
民事法入門	2
法哲学A	2
法哲学B	2
法制史A	2
法制史B	2
外国法A	2
外国法B	2
法社会学A	2
法社会学B	2
憲法Ⅰ A	2
憲法Ⅰ B	2
憲法Ⅱ A	2
憲法Ⅱ B	2
憲法Ⅲ	2
憲法応用演習Ⅰ	2
憲法応用演習Ⅱ	2
行政法Ⅰ A	2
行政法Ⅰ B	2
行政法Ⅱ A	2
行政法Ⅱ B	2
行政組織法	2
地方自治法	2
行政法応用演習Ⅰ	2
行政法応用演習Ⅱ	2

税法A	2
税法B	2
刑法総論 I	2
刑法総論 II	2
刑法各論 I	2
刑法各論 II	2
刑法応用演習 I	2
刑法応用演習 II	2
刑事手続法概論	2
刑事訴訟法 I A	2
刑事訴訟法 I B	2
刑事訴訟法 II	2
刑事政策A	2
刑事政策B	2
少年法A	2
少年法B	2
民法・総則	4
民法・総則	2
民法・物権	4
民法・物権A	2
民法・物権B	2
民法・債権総論	4
民法・債権総論A	2
民法・債権総論B	2
民法・債権各論	4
民法・債権各論A	2
民法・債権各論B	2
民法・親族	2
民法・相続	2
民法応用演習 I	2
民法応用演習 II	2
不動産登記法	2
民事手続法概論	2
民事訴訟法 I A	2
民事訴訟法 I B	2
民事訴訟法 II	2

民事執行・保全法A	2
民事執行・保全法B	2
倒産法A	2
倒産法B	2
商取引法A	2
商取引法B	2
会社法の基礎	2
会社法ⅠA	2
会社法ⅠB	2
会社法Ⅱ	2
株式会社法ⅠA	2
株式会社法ⅠB	2
株式会社法Ⅱ	2
商事決済法A	2
商事決済法B	2
金融サービス法A	2
金融サービス法B	2
企業法務	2
労働法A	2
労働法B	2
社会保障法A	2
社会保障法B	2
経済法A	2
経済法B	2
環境法	2
消費者法	2
医事法	2
国際法の基礎	2
国際紛争処理法	2
国家と国際法	2
個人と国際法	2
国際人権・人道法	2
国際組織法総論	2
国際組織法各論	2
国際私法A	2
国際私法B	2

国際経済取引法	2
比較法入門	2
犯罪学入門	2
法史学入門	2
犯罪学A	2
犯罪学B	2
知的財産法	2
知的財産法A	2
知的財産法B	2
争点研究演習	2
現代外国法事情A	2
現代外国法事情B	2
法的思考A	2
法的思考B	2
国際政治入門	2
政治哲学入門	2
比較政治入門	2
地域研究入門	2
政治学概論	2
現代社会論	2
現代の政治	2
政治哲学A	2
政治哲学B	2
政治学	2
行政学A	2
行政学B	2
日本の政治A	2
日本の政治B	2
アメリカの政治	2
公共政策	2
比較政治A	2
比較政治B	2
地方自治論A	2
地方自治論B	2
国際政治A	2
国際政治B	2

日本政治史A	2
日本政治史B	2
西洋政治史A	2
西洋政治史B	2
20世紀の政治A	2
20世紀の政治B	2
アジア政治史A	2
アジア政治史B	2
日本政治思想史A	2
日本政治思想史B	2
西洋政治思想史A	2
西洋政治思想史B	2
国際関係史A	2
国際関係史B	2
日本外交史A	2
日本外交史B	2
地域研究	2
社会学A	2
社会学B	2
心理学A	2
心理学B	2
メディア論	2
社会運動論	2
政策過程論	2
選挙論	2
NPO論	2
政治家論	2
政党論	2
福祉国家論	2
政治文化論	2
政治変動論	2
ジェンダー論	2
環境政治学	2
平和研究	2
キャリア・プランニング	2
基礎演習	2

判例演習	2
演習	4
臨床法学演習	2
法教育演習	2
地域研究演習	2
外書講読（法律）I	2
外書講読（法律）II	2
外書講読（政治）I	2
外書講読（政治）II	2
法律学特殊講義 I	2
法律学特殊講義 II	2
政治学特殊講義 I	2
政治学特殊講義 II	2
オムニバス・セミナー	2
政治インターンシップ（長期）	4
政治インターンシップ（短期）	2
フィールドワーク	2
スタディペーパー	4
基礎演習 A	2
基礎演習 B	2
演習 I	4
演習 II	4
社会経済学	2
経済理論入門	2
マクロ経済 I	2
ミクロ経済 I	2
財政の基礎	2
公共部門と財政	2
社会保障論	2
国際経済	2
日本史概論 I	2
日本史概論 II	2
東洋史概論 I	2
東洋史概論 II	2
西洋史概論 I	2
西洋史概論 II	2

哲学概論 A	2
哲学概論 B	2
倫理學 A	2
倫理學 B	2

第56条の2 別表

2 専門教育科目

神道文化学科

必修科目	
授業科目	単位数
神道概論 I	2
神道概論 II	2
神道史学 I A	2
神道史学 I B	2
古典講読 I A	2
古典講読 I B	2
宗教学 I	2
宗教学 II	2
神道文化基礎演習	2
神道文化演習	2

選択必修科目	
授業科目	単位数
祭祀学 I	2
祭祀学 II	2
神道神学 I	2
神道神学 II	2
神道史学 II A	2
神道史学 II B	2
神道思想史学 I	2
神道思想史学 II	2
古典講読 II A	2
古典講読 II B	2
国学概論 I	2
国学概論 II	2
世界宗教文化論 I	2
世界宗教文化論 II	2
日本宗教文化論 I	2
日本宗教文化論 II	2
宗教考古学 I	2
宗教考古学 II	2

宗教社会学 I	2
宗教社会学 II	2
比較文化学 I	2
比較文化学 II	2

選 �chio 科 目	
授 業 科 目	单 位 数
神道学演習 I	4
宗教学演習 I	4
神道史学演習 I	4
神道学演習 II	4
宗教学演習 II	4
神道史学演習 II	4
古典講読 III A	2
古典講読 III B	2
祝詞作文 I	2
祝詞作文 II	2
神社祭祀演習 I	2
神社祭祀演習 II	2
神社祭祀演習 III A	2
神社祭祀演習 III B	2
神社祭式概論 I	2
神社祭式概論 II	2
神社管理研究 I	2
神社管理研究 II	2
神社ネットワーク論 I	2
神社ネットワーク論 II	2
神道教化概論 I	2
神道教化概論 II	2
宗教行政研究 I	2
宗教行政研究 II	2
神道と国際交流 I (2)	2
神道と国際交流 II (2)	2
神道と環境 I	2
神道と環境 II	2
神道と情報化社会 I	2

神道と情報化社会Ⅱ	2
教派神道研究Ⅰ	2
教派神道研究Ⅱ	2
キリスト教文化研究Ⅰ	2
キリスト教文化研究Ⅱ	2
仏教文化研究Ⅰ	2
仏教文化研究Ⅱ	2
中東文化研究Ⅰ	2
中東文化研究Ⅱ	2
東アジア文化研究Ⅰ	2
東アジア文化研究Ⅱ	2
宗教芸術研究Ⅰ	2
宗教芸術研究Ⅱ	2
宗教音楽研究Ⅰ	2
宗教音楽研究Ⅱ	2
神道と武道Ⅰ	2
神道と武道Ⅱ	2
神道と書道Ⅰ	2
神道と書道Ⅱ	2
神社実務演習	2
祭祀学特殊講義	2
神道教学特論	2
神道教化システム論	2
神社祭式特論	2
神社管理特論	2
現代時局論	2
日本史概論Ⅰ	2
日本史概論Ⅱ	2
東洋史概論Ⅰ	2
東洋史概論Ⅱ	2
西洋史概論Ⅰ	2
西洋史概論Ⅱ	2
倫理学A	2
倫理学B	2
心理学A	2
心理学B	2
憲法ⅠA	2
憲法ⅠB	2
社会経済学	2

政治学概論	2
哲学概論 A	2
哲学概論 B	2
社会学A	2
社会学B	2
国際法の基礎	2
国際紛争処理法	2
国際政治A	2
国際政治 B	2
社会保障論	2

第56条の3 別表

2 専門教育科目

(1) 初等教育学科

必 修 科 目		
授 業 科 目	単位数	備 考
人間開発基礎論（人間力育成の人間学）	2	
教職論	2	
日本の伝統文化	2	
言語・古典基礎論	2	
理科実験・観察基礎論	2	
外国語概説	2	
特別支援教育総論	2	
生活科概説	2	
専門基礎演習	2	
演習	2	
演習・卒業論文	4	
野外活動実習	1	

選 択 必 修 科 目		
授 業 科 目	単 位 数	
生理学	2	
教育の原理	2	
教育課程論	2	
運動学	2	
発達と学習	2	
教育と社会	2	
伝統文化と生活論	2	
伝統文化授業論	2	
初等科教育法（国語）	2	
初等科教育法（社会）	2	
初等科教育法（算数）	2	
初等科教育法（理科）	2	
初等科教育法（生活）	2	
初等科教育法（音楽）	2	
初等科教育法（図工）	2	
初等科教育法（家庭）	2	
初等科教育法（体育）	2	
初等科教育法（外国語）	2	
道徳教育の理論と方法	2	
特別活動の理論と方法	2	

総合的な学習の時間の理論と方法	2	
幼児理解の理論と方法	2	
教育相談	2	
生徒指導・進路指導	2	
授業アセスメント論	2	
国語概説	2	
社会科概説	2	
算数概説	2	
理科概説	2	
音楽概説	2	
図工概説	2	
家庭科概説	2	
体育概説	2	
教育の方法と技術	2	
特別な教育的ニーズとインクルーシブ社会	2	
音楽基礎指導法	2	
ピアノ実技A	1	
ピアノ実技B	1	

選 択 科 目		
授 業 科 目	単 位 数	備 考
児童文学	2	
日本語学概説 I	2	
日本語学概説 II	2	
日本文学概説 I	2	
日本文学概説 II	2	
日本文学史 I	2	
日本文学史 II	2	
日本時代文学史 I	2	
日本時代文学史 II	2	
漢文学概説	2	
書道	4	
理科実験・観察法	2	
理科授業構成論	2	
算数科授業成論	2	
I C T 授業構成論	2	
コンピュータ分析法	2	
コミュニケーション演習 A	2	

英米語概論 I	2	
英米語概論 II	2	
外国文学 I (英)	2	
外国文学 II (米)	2	
英米地域文化論 I	2	
英米地域文化論 II	2	
こども生活基礎論	2	
保育内容総論	2	
保育内容 (健康)	2	
保育内容 (人間関係)	2	
保育内容 (環境)	2	
保育内容 (言葉)	2	
保育内容 (表現)	2	
リトミック	1	
知的障害児の心理・生理・病理	2	
知的障害児の教育	2	
肢体不自由児の心理・生理・病理	2	
肢体不自由児の教育	2	
発達障害児教育総論	2	
教育インターンシップ	2	
学校・学級経営論	2	
人権教育論	2	
地域教育社会学	2	
家庭教育論	2	
臨床教育学	2	
人間形成の心理学	2	
発育期の健康と運動	2	
性別による身体特性	2	
摂食のしくみと食育	2	
メンタルヘルス	2	
衛生学・公衆衛生学	2	
学校保健	2	
安全教育	2	
ジェンダーと社会教育	2	
企業内教育 I	2	
企業内教育 II	2	

日本史概論 I	2	
東洋史概論 I	2	
西洋史概論 I	2	
人文地理学 I	2	
社会学A	2	
社会学B	2	
宗教学 I	2	
宗教学 II	2	
人間開発学特殊講義	2	

(2) 健康体育学科

必修科目		
授業科目	単位数	備考
人間開発基礎論（人間力育成の人間学）	2	
教職論	2	
日本の伝統文化	2	
生理学	2	
運動学	2	
体育原理	2	
スポーツ心理学	2	
栄養学	2	
専門基礎演習	2	
演習	2	
演習・卒業論文	4	

選択必修科目		
授業科目	単位数	備考
運動生理学	2	
武道文化論	2	
スポーツ栄養学	2	
体育社会学	2	
教育の原理	2	
発達と学習	2	
教育と社会	2	
特別な教育的ニーズとインクルーシブ社会	2	
運動技能未開発者の指導	2	
メンタルトレーニング論	2	
スポーツアナリティクス	2	
スポーツ情報処理	2	
アダプテッドスポーツ	2	
スポーツ医学	2	
体力トレーニング論	2	
スポーツの倫理	2	
コーチング論	2	
コンディショニング	2	
ジュニアスポーツ指導論	2	
スポーツ行政論	2	
スポーツと法	2	
スポーツメディア論	2	
体育スポーツ経営学	2	

スポーツクラブマネジメント論	2	
スポーツビジネス論	2	
地域スポーツ概論	2	
性別による身体特性	2	
健康管理論	2	
運動処方論	2	
摂食のしくみと食育	2	
メンタルヘルス	2	
青年期以降の健康と運動	2	
発育期の健康と運動	2	
救急法	2	
保健社会学	2	
伝統文化と生活論	2	
武道の国際比較	2	
スポーツ史	2	
武道と所作・礼法	2	
身体論	2	
運動方法基礎実習球技系 I	1	
運動方法基礎実習球技系 II	1	
運動方法基礎実習球技系 III	1	
運動方法基礎実習球技系 IV	1	
運動方法基礎実習球技系 V	1	
運動方法基礎実習表現系 I	1	
運動方法基礎実習表現系 II	1	
運動方法基礎実習表現系 III	1	
運動方法基礎実習表現系 IV	1	
運動方法基礎実習表現系 V	1	
運動方法基礎実習表現系 VI	1	
運動方法基礎実習武道系 I	1	
運動方法基礎実習武道系 II	1	
運動方法基礎実習武道系 III	1	
運動生理学演習 I (神経・筋系)	2	
運動生理学演習 II (呼吸循環系)	2	
スポーツバイオメカニクス演習	2	
スポーツ心理学演習	2	
スポーツマネジメント演習	2	
スポーツ栄養学演習	2	
スポーツ文化演習	2	

選 �chio 科 目		
授 業 科 目	単 位 数	備 考
教育課程論	2	
教育の方法と技術	2	
道徳教育の理論と方法	2	
総合的な学習の時間及び特別活動の理論と方法	2	
教育相談	2	
生徒指導・進路指導	2	
保健科教育法 I	2	
保健科教育法 II	2	
体育科教育法 I	2	
体育科教育法 II	2	
学校保健	2	
衛生学・公衆衛生学	2	
野外活動実習 I	1	
野外活動実習 II	1	
スポーツ施設演習	2	
スポーツインターンシップ	2	
教育インターンシップ	2	
統計と測定評価	2	
健康運動実習	2	
ジュニアスポーツ指導実習	2	
人間形成の心理学	2	
臨床教育学	2	
学校・学級経営論	2	
授業アセスメント論	2	
人間開発学特殊講義	2	

(3) 子ども支援学科

必 修 科 目		
授 業 科 目	単位数	備 考
人間開発基礎論（人間力育成の人間学）	2	
教職論	2	
日本の伝統文化	2	
子ども支援論	2	
専門基礎演習	2	
演習	2	
演習・卒業論文	4	
野外活動実習	1	

選 択 必 修 科 目		
授 業 科 目	単 位 数	備 考
こども生活基礎論	2	
教育の原理	2	
発達と学習	2	
子ども家庭支援の心理学	2	
保育原理	2	
幼児教育史	2	
教育課程論	2	
教育と社会	2	
教育相談	2	
特別な教育的ニーズとインクルーシブ社会	2	
保育内容（健康）	2	
保育内容（人間関係）	2	
保育内容（環境）	2	
保育内容（言葉）	2	
保育内容（表現）	2	
保育内容総論	2	
幼児と健康	2	
幼児と人間関係	2	
幼児と環境	2	
幼児と言葉	2	
幼児と表現	2	
ピアノ実技A	1	
ピアノ実技B	1	
保育方法論	2	
幼児理解の理論と方法	2	
教育の方法と技術	2	

子どもの保健	2	
子どもの健康と安全	2	
障害児保育 I	2	
乳児保育 I	2	
乳児保育 II	2	
教育の統計	2	
社会福祉	2	
子ども家庭福祉	2	
社会的養護 I	2	

選 抹 科 目		
授 業 科 目	単 位 数	備 考
子ども文化論	2	
リトミック	1	
伝統文化と生活論	2	
保育内容研究	2	
あそびと玩具	2	
うたとオペレッタ	2	
色彩とデザイン	2	
絵本とことば	2	
心の科学	2	
カウンセリング概論	2	
発育期の健康と運動	2	
臨床発達心理	2	
人間形成の心理学	2	
子どもの食と栄養 I	2	
子どもの食と栄養 II	2	
障害児保育 II	2	
子ども家庭支援論	2	
社会的養護 II	2	
子育て支援システム論	2	
子育て支援	2	
フィールドワーク演習	2	
ライフイベント論	2	
子どもと自然体験活動	2	
教職実践演習	2	
保育実践演習	2	

摂食のしくみと食育	2	
臨床教育学	2	
メンタルヘルス	2	
学校・学級経営論	2	
安全教育	2	
人間開発学特殊講義	2	

第56条の4 別表

2 専門教育科目

観光まちづくり学科

必 修 科 目	
授 業 科 目	単 位 数
社会学概論	2
まちづくりと観光	2
社会調査法入門	2
導入ゼミナール	2
観光まちづくり演習Ⅰ（調査手法）	2
観光まちづくり演習Ⅱ（地域分析）	4
観光まちづくり演習Ⅲ（構想・提案）	4
専門ゼミナール	2
卒業研究	4
地域資源論	2
公共政策概論	2
観光学概論	2

選 抹 科 目	
授 業 科 目	単 位 数
統計分析の基礎	2
プログラミングと数学基礎	2
質的調査法	2
パブリックデザイン(地域と公共空間)	2
プロダクトデザイン（地域と杉）	2
データサイエンス	2
多変量解析	2
地理空間情報分析	2
基礎ゼミナールA	2
基礎ゼミナールB	2
文化社会学	2
コミュニケーション論	2
地域と環境の社会学	2
グローバリゼーション論	2
ジェンダーの社会学	2
都市とメディアの社会学	2

コミュニケーション論	2
NPOと市民社会	2
観光社会学	2
文化人類学	2
博物館概論	2
保全生態学概論	2
民俗学概論	2
都市建築史	2
地域遺産論	2
地域文化創造論	2
レクリエーション計画論	2
風景計画論	2
文化行政・文化財行政概論	2
自然/環境保護行政概論	2
世界遺産論	2
地方自治概論	2
地域デザイン論	2
国土・都市計画論	2
都市と地域の交通	2
行財政概論	2
まちづくり論	2
農山漁村論	2
地域減災論	2
住民参加と合意形成	2
都市保全論	2
交通計画	2
リノベーション論	2
田園回帰論	2
観光マーケティング	2
観光政策・計画論	2
観光事業論	2
観光行動論	2
ホスピタリティ・マネジメント論	2
旅行産業論	2
宿泊産業論	2
地域の観光情報メディア	2

観光地経営論	2
観光食マネジメント論	2
世界の観光政策	2
観光危機管理論	2
観光経済論	2
アートと地域振興	2
観光心理学	2
ソーシャル・イノベーション	2
運輸・観光実践論	2
地域ブランディング論	2
不動産投資論	2
文化芸術政策論	2
哲学・倫理学	2
地理学概論	2
経営学概論	2
地域と都市の経済	2
神道と環境 I	2
神社ネットワーク論 I	2
観光まちづくりインターンシップ	2

第57条 別表

1 教職に関する授業科目

イ 領域及び保育内容の指導法に関する科目

必修科目		
授業科目	単位数	備考
保育内容総論	2	
保育内容（健康）	2	
保育内容（人間関係）	2	
保育内容（環境）	2	
保育内容（言葉）	2	
保育内容（表現）	2	

ロ 教科及び教科の指導法に関する科目

必修科目		
授業科目	単位数	備考
国語科教育法ⅠA	2	
国語科教育法ⅠB	2	
国語科教育法ⅡA	2	
国語科教育法ⅡB	2	
書道科教育法Ⅰ	2	
書道科教育法Ⅱ	2	
社会科教育法Ⅰ	2	
社会科教育法Ⅱ	2	
地理歴史科教育法Ⅰ	2	
地理歴史科教育法Ⅱ	2	
公民科教育法Ⅰ	2	
公民科教育法Ⅱ	2	
英語科教育法ⅠA	2	
英語科教育法ⅠB	2	
英語科教育法ⅡA	2	
英語科教育法ⅡB	2	
商業科教育法Ⅰ	2	
商業科教育法Ⅱ	2	
保健科教育法Ⅰ	2	
保健科教育法Ⅱ	2	
体育科教育法Ⅰ	2	
体育科教育法Ⅱ	2	
初等科教育法（国語）	2	
初等科教育法（社会）	2	

初等科教育法（算数）	2	
初等科教育法（理科）	2	
初等科教育法（生活）	2	
初等科教育法（音楽）	2	
初等科教育法（図工）	2	
初等科教育法（家庭）	2	
初等科教育法（体育）	2	
初等科教育法（外国語）	2	

ハ 教育の基礎的理解に関する科目

必 修 科 目		
授 業 科 目	单 位 数	備 考
教職論	2	
教育の原理	2	
発達と学習	2	
教育と社会	2	
特別支援教育	2	
特別な教育的ニーズとインクルーシブ社会	2	
教育課程論	2	
保育方法論	2	

二 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目

必 修 科 目		
授 業 科 目	单 位 数	備 考
道徳教育の理論と方法	2	
総合的な学習の時間の理論と方法	2	
特別活動の理論と方法	2	
総合的な学習の時間及び特別活動の理論と方法	2	
教育の方法と技術	2	
幼児理解の理論と方法	2	
生徒指導・進路指導	2	
教育相談	2	

ホ 教育実践に関する科目

必 修 科 目		
授 業 科 目	单 位 数	備 考
教育実習Ⅰ	1	
教育実習Ⅱ	2	

教育実習Ⅲ	2	
教職実践演習	2	

～ 大学が独自に設定する科目

選 �chio 科 目		
授 業 科 目	単 位 数	備 考
ボランティアと社会参加	2	
学校・学級経営論	2	
授業アセスメント論	2	
幼児教育史	2	
臨床発達心理	2	

ト 特別支援教育に関する科目

選 抌 科 目		
授 業 科 目	単 位 数	備 考
特別支援教育総論	2	
知的障害児の心理・生理・病理	2	
肢体不自由児の心理・生理・病理	2	
病弱児の心理・生理・病理	2	
障害児の生理・病理	2	
知的障害児の教育	2	
肢体不自由児の教育	2	
病弱児の教育	2	
障害児指導法	2	
発達障害児教育総論	2	
聴覚障害児教育総論	2	
視覚障害児教育総論	2	
特別支援教育実習	3	

○領域に関する専門的事項に関する科目及び教科に関する専門的事項に関する科目は、別に定める。

2 図書館学に関する授業科目（各学部共通）

イ 図書館司書

必修科目	
授業科目	単位数
生涯学習概論	2
図書館概論	2
図書館情報技術論	2
図書館制度・経営論	2
図書館サービス概論	2
情報サービス論	2
情報サービス演習Ⅰ	2
情報サービス演習Ⅱ	2
図書館情報資源概論	2
情報資源組織論Ⅰ	2
情報資源組織論Ⅱ	2
情報資源組織演習Ⅰ	2
情報資源組織演習Ⅱ	2
児童サービス論	2

選択必修科目	
授業科目	単位数
図書館情報資源特論	2
図書・図書館史	2
図書館施設論	2
図書館総合演習	2

ロ 学校図書館司書教諭

必修科目	
授業科目	単位数
学校経営と学校図書館	2
学校図書館メディアの構成	2
学習指導と学校図書館	2
読書と豊かな人間性	2
情報メディアの活用	2

3 博物館学に関する授業科目（各学部共通）

必修科目	
授業科目	単位数
生涯学習概論	2
博物館概論	2
博物館経営論	2
博物館資料論	2
博物館資料保存論	2
博物館展示論	2
博物館情報・メディア論	2
博物館教育論	2
博物館実習 I	
博物館実習 II	
博物館実習 III	3
博物館実習 IV	
博物館実習 A	1
博物館実習 B	2

第75条 別表（令和4年度）

学費年額	入学年度別	文学部 経済学部 法学部 神道文化学部昼間主コース 神道文化学部夜間主コース	人間開発学部	観光まちづくり学部
入学金	令和4年度	240,000円	240,000円	240,000円
授業料	令和4年度	760,000円	800,000円	800,000円
	令和2～3年度	760,000円	800,000円	
	令和元年度以前	700,000円	700,000円	
施設設備費	令和4年度	210,000円	250,000円	250,000円
	令和2～3年度	210,000円	250,000円	
	令和元年度以前	201,000円	201,000円	
維持運営費	全入学年度	10,000円	10,000円	10,000円

備考 第73条による再入学者の入学金、授業料及び施設設備費については、再入学した年度の金額を適用する。ただし、入学金は半額とする。

第84条 別表

選考料	20,000 円
登録料	20,000 円
施設設備費	半期 15,000 円
	通年 30,000 円
受講料	1 単位につき 17,000 円 (ただし、単位の認定を必要としない者は、1 単位につき 11,000 円)

学則変更の事由及び変更点

この学則変更は、國學院大學が令和4年4月に観光まちづくり学部を設置し、同学部に観光まちづくり学科を置くために行うものである。

観光まちづくり学部設置に係る國學院大學学則の条項ごとの変更点と変更事由は以下のとおりである。

1. 変更条項と変更事由

(1) 学則第2条第2項

第2条第2には、國學院大學が設置する「学部名」が規定されている。これまでの文学部、経済学部、法学部、神道文化学部、人間開発学部の5学部に観光まちづくり学部を加え、6学部とすることを規定するための変更である。

(2) 学則第2条第8項

観光まちづくり学部の設置にあたり、第2条第8項として観光まちづくり学部に観光まちづくり学科を置くことを規定する。これに伴い、従来の第8項以降は、項を繰り下げる。

(3) 学則第2条の4第6項

第2条の4は、各学部の人材の養成に関する目的を規定している。観光まちづくり学部の設置に際して、第2条の4第6項として観光まちづくり学部の人材養成に関する目的を規定する。

(4) 学則第30条

第30条は、学科ごとの入学定員及び収容定員を規定している。観光まちづくり学部の設置に伴い、観光まちづくり学科の入学定員及び収容定員を新たに明記するための変更である。観光まちづくり学部の設置にあたり、観光まちづくり学科の入学定員300名、同収容定員1200名を新たに規定している。また、文学部日本文学科の入学定員5名（収容定員20名）を観光まちづくり学部に振替えることから、日本文学科の入学定員を255名から250名に、同収容定員を1,020名から1,000名に変更する。以上の変更により、大学全体の入学定員及び収容定員が増加するため、大学全体の入学定員を2,210名から2,505名に、同収容定員を8,840名から10,020名に変更する。

(5) 学則第32条第6項

第32条は、各学部の卒業要件を規定している。観光まちづくり学部の設置に際して、第32条第6項として、観光まちづくり学部の卒業要件を新たに規定するための変更である。観光まちづくり学部に4年以上在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得した者は卒業とし、卒業証書を授与することを規定している。

(6) 学則第34条

第34条は、卒業に要する単位数を規定している。観光まちづくり学部の要卒単位

数を明記するための変更である。第34条中、人間開発学部の次に観光まちづくり学部を加えたうえで、卒業に要する単位を共通教育科目26単位以上、専門教育科目74単位以上、合計で124単位以上と規定する。なお、共通教育科目と専門教育科目の必要単位数の合計は100単位であり、残りの24単位は、共通教育科目又は専門教育科目から修得することとなる。

(7) 学則第56条の4

第56条の4は、観光まちづくり学部の開設授業科目を新たに学則別表として加えるための根拠条文を明記するための変更である。人間開発学部の開設授業科目を規定した第56条の3の次に、第56条の4を追加し、開設授業科目は別表のとおりであることを規定する。

(8) 附則

学則の変更時期を明確にするために、附則として「この学則は、令和4年4月1日から施行する」という文言を加える。

(9) 学則第54条 別表

第56条の4の規定により、観光まちづくり学部の開設授業科目のうち、共通教育科目について別表として加える。

(10) 学則第56条の4 別表

第56条の4の規定により、観光まちづくり学部の開設授業科目のうち、専門教育科目について別表として加える。

(11) 学則第57条 別表

第57条別表は、博物館学に関する授業科目を明記するための表である。観光まちづくり学部設置に伴い、「博物館実習A」及び「博物館学B」を新たに開講するため、2科目を新たに加える。

(12) 学則第75条 別表

第75条別表は、授業料等の学費等納付金を規定する表である。観光まちづくり学部の学費等納付金を新たに加える。

2. 変更の時期

令和 4年 4月 1日

以 上

國學院大學学則の一部改正(案)新旧対照表

新	旧
(略)	(略)
<p>第2条 本学に学部、大学院、専攻科及び別科を置く。</p> <p>2 学部は文学部・経済学部・法学部・神道文化学部・人間開発学部及び観光まちづくり学部の<u>6学部</u>とする。</p>	<p>第2条 本学に学部、大学院、専攻科及び別科を置く。</p> <p>2 学部は文学部・経済学部・法学部・神道文化学部及び人間開発学部の<u>5学部</u>とする。</p>
(略)	(略)
<p><u>8 観光まちづくり学部に観光まちづくり学科を置く。</u></p> <p><u>9 大学院に関する学則は別に定める。</u></p> <p><u>10 専攻科については、この学則に定めるものほか別に定める専攻科規程による。</u></p> <p><u>11 別科については、この学則に定めるものほか別に定める別科規程による。</u></p>	<p><u>8 大学院に関する学則は別に定める。</u></p> <p><u>9 専攻科については、この学則に定めるものほか別に定める専攻科規程による。</u></p> <p><u>10 別科については、この学則に定めるものほか別に定める別科規程による。</u></p>
(略)	(略)
<p>第2条の4 文学部は、日本文化の研究を深化させるとともに、異文化との比較・相対化を通して、日本文化を世界へ創造的に発信することができる人材を育成することを目的とする。</p>	<p>第2条の4 文学部は、日本文化の研究を深化させるとともに、異文化との比較・相対化を通して、日本文化を世界へ創造的に発信することができる人材を育成することを目的とする。</p>
(略)	(略)
<p><u>6 観光まちづくり学部は、観光・交流を基軸に持続可能な地域の形成及び振興に関する方法論を構築するとともに、豊かな教養と学識をもち、観光や交流を通じた活力あふれる地域社会の再生、活性化に貢献できる人材を育成することを目的とする。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
(略)	(略)

<p>第 30 条 各学部の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">入学定員</th> <th style="text-align: center;">収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文学部</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>　　(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>　　日本文学科</td> <td style="text-align: center;"><u>250 名</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1,000 名</u></td> </tr> <tr> <td>　　(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>　　子ども支援学科</td> <td style="text-align: center;">100 名</td> <td style="text-align: center;">400 名</td> </tr> <tr> <td><u>観光まちづくり学部</u></td> <td style="text-align: center;"><u>観光まちづくり学科</u></td> <td style="text-align: center;"><u>300 名</u></td> </tr> <tr> <td>　　合計</td> <td style="text-align: center;"><u>2,505 名</u></td> <td style="text-align: center;"><u>10,020 名</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第 32 条 文学部においては 4 年以上在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得した者は卒業とし、卒業証書を授与する。</p> <p>(略)</p> <p><u>6 観光まちづくり学部においては 4 年以上在学し、所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得した者は卒業とし、卒業証書を授与する。</u></p> <p>(略)</p> <p>第 34 条 卒業に要する単位は次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>人間開発学部</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>　　共通教育科目</td> <td style="text-align: center;">26 単位以上</td> </tr> <tr> <td>　　専門教育科目</td> <td style="text-align: center;">74 単位以上</td> </tr> <tr> <td>　　合計</td> <td style="text-align: center;">124 単位</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>観光まちづくり学部</u></p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>　　<u>共通教育科目</u></td> <td style="text-align: center;"><u>26 単位以上</u></td> </tr> <tr> <td>　　<u>専門教育科目</u></td> <td style="text-align: center;"><u>74 单位以上</u></td> </tr> <tr> <td>　　<u>合計</u></td> <td style="text-align: center;"><u>124 単位</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>		入学定員	収容定員	文学部			(略)			日本文学科	<u>250 名</u>	<u>1,000 名</u>	(略)			子ども支援学科	100 名	400 名	<u>観光まちづくり学部</u>	<u>観光まちづくり学科</u>	<u>300 名</u>	合計	<u>2,505 名</u>	<u>10,020 名</u>	(略)			共通教育科目	26 単位以上	専門教育科目	74 単位以上	合計	124 単位	<u>共通教育科目</u>	<u>26 単位以上</u>	<u>専門教育科目</u>	<u>74 单位以上</u>	<u>合計</u>	<u>124 単位</u>
	入学定員	収容定員																																					
文学部																																							
(略)																																							
日本文学科	<u>250 名</u>	<u>1,000 名</u>																																					
(略)																																							
子ども支援学科	100 名	400 名																																					
<u>観光まちづくり学部</u>	<u>観光まちづくり学科</u>	<u>300 名</u>																																					
合計	<u>2,505 名</u>	<u>10,020 名</u>																																					
(略)																																							
共通教育科目	26 単位以上																																						
専門教育科目	74 単位以上																																						
合計	124 単位																																						
<u>共通教育科目</u>	<u>26 単位以上</u>																																						
<u>専門教育科目</u>	<u>74 单位以上</u>																																						
<u>合計</u>	<u>124 単位</u>																																						

第 56 条の 4 観光まちづくり学部の開設授業科目は別表のとおりとする。ただし、別表記載以外の授業科目を開設することがある。

(1) 共通教育科目(第 54 条別表 1 と同様とする。)
(2) 専門教育科目

(略)

附 則

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

第 54 条 別表

1 共通教育科目

(略)

(7) 観光まちづくり学部

必 修 科 目	
授業科目	単位数
神道と文化	2

選 �chio 科 目	
授業科目	単位数
法学（日本国憲法）	2
法と社会参加	2
政治と社会参加	2
行政と市民生活	2
日本の経済	2
経済理論入門	2
経済経営数学入門	2
経済学史入門	2
比較文化論 I	2

(略)

第 56 条の 4 別表

2 専門教育科目

観光まちづくり学科

必 修 科 目

(新設)

(略)

第 54 条 別表

1 共通教育科目

(略)

(新設)

(略)

(新設)

<u>授業科目</u>	<u>単位数</u>
<u>社会学概論</u>	<u>2</u>
<u>まちづくりと観光</u>	<u>2</u>
<u>社会調査法入門</u>	<u>2</u>
<u>導入ゼミナール</u>	<u>2</u>
<u>観光まちづくり演習Ⅰ(調査手法)</u>	<u>2</u>
<u>観光まちづくり演習Ⅱ(地域分析)</u>	<u>4</u>
<u>観光まちづくり演習Ⅲ(構想・提案)</u>	<u>4</u>
<u>専門ゼミナール</u>	<u>2</u>
<u>卒業研究</u>	<u>4</u>
<u>地域資源論</u>	<u>2</u>
<u>公共政策概論</u>	<u>2</u>
<u>觀光学概論</u>	<u>2</u>

<u>選 �chio 科 目</u>	
<u>授業科目</u>	<u>単位数</u>
<u>統計分析の基礎</u>	<u>2</u>
<u>プログラミングと数学基礎</u>	<u>2</u>
<u>質的調査法</u>	<u>2</u>
<u>パブリックデザイン(地域と公共空間)</u>	<u>2</u>
<u>プロダクトデザイン(地域と杉)</u>	<u>2</u>
<u>データサイエンス</u>	<u>2</u>
<u>多変量解析</u>	<u>2</u>
<u>地理空間情報分析</u>	<u>2</u>
<u>基礎ゼミナールA</u>	<u>2</u>
<u>基礎ゼミナールB</u>	<u>2</u>
<u>文化社会学</u>	<u>2</u>
<u>コミュニケーション論</u>	<u>2</u>
<u>地域と環境の社会学</u>	<u>2</u>
<u>グローバリゼーション論</u>	<u>2</u>
<u>ジェンダーの社会学</u>	<u>2</u>
<u>都市とメディアの社会学</u>	<u>2</u>
<u>コミュニティ論</u>	<u>2</u>
<u>NPOと市民社会</u>	<u>2</u>
<u>観光社会学</u>	<u>2</u>
<u>文化人類学</u>	<u>2</u>
<u>博物館概論</u>	<u>2</u>
<u>保全生態学概論</u>	<u>2</u>
<u>民俗学概論</u>	<u>2</u>

<u>都市建築史</u>	<u>2</u>
<u>地域遺産論</u>	<u>2</u>
<u>地域文化創造論</u>	<u>2</u>
<u>レクリエーション計画論</u>	<u>2</u>
<u>風景計画論</u>	<u>2</u>
<u>文化行政・文化財行政概論</u>	<u>2</u>
<u>自然/環境保護行政概論</u>	<u>2</u>
<u>世界遺産論</u>	<u>2</u>
<u>地方自治概論</u>	<u>2</u>
<u>地域デザイン論</u>	<u>2</u>
<u>国土・都市計画論</u>	<u>2</u>
<u>都市と地域の交通</u>	<u>2</u>
<u>行財政概論</u>	<u>2</u>
<u>まちづくり論</u>	<u>2</u>
<u>農山漁村論</u>	<u>2</u>
<u>地域減災論</u>	<u>2</u>
<u>住民参加と合意形成</u>	<u>2</u>
<u>都市保全論</u>	<u>2</u>
<u>交通計画</u>	<u>2</u>
<u>リノベーション論</u>	<u>2</u>
<u>田園回帰論</u>	<u>2</u>
<u>観光マーケティング</u>	<u>2</u>
<u>観光政策・計画論</u>	<u>2</u>
<u>観光事業論</u>	<u>2</u>
<u>観光行動論</u>	<u>2</u>
<u>ホスピタリティ・マネジメント論</u>	<u>2</u>
<u>旅行産業論</u>	<u>2</u>
<u>宿泊産業論</u>	<u>2</u>
<u>地域の観光情報メディア</u>	<u>2</u>
<u>観光地経営論</u>	<u>2</u>
<u>観光食マネジメント論</u>	<u>2</u>
<u>世界の観光政策</u>	<u>2</u>
<u>観光危機管理論</u>	<u>2</u>
<u>観光経済論</u>	<u>2</u>
<u>アートと地域振興</u>	<u>2</u>
<u>観光心理学</u>	<u>2</u>
<u>ソーシャル・イノベーション</u>	<u>2</u>
<u>運輸・観光実践論</u>	<u>2</u>
<u>地域ブランディング論</u>	<u>2</u>

不動産投資論	<u>2</u>
文化芸術政策論	<u>2</u>
哲学・倫理学	<u>2</u>
地理学概論	<u>2</u>
経営学概論	<u>2</u>
地域と都市の経済	<u>2</u>
神道と環境 I	<u>2</u>
神社ネットワーク論 I	<u>2</u>
観光まちづくりインターンシップ	<u>2</u>

第57条 別表

(略)

3 博物館学に関する授業科目（各学部共通）

必修科目	
授業科目	単位数
(略)	
博物館実習 I	
博物館実習 II	
博物館実習 III	3
博物館実習 IV	
博物館実習 A	1
博物館実習 B	2

第75条 別表 (令和4年度)

学費 年額	入学年度別	文学部	人間開発 学部	観光まちづ くり学部
		経済学部		
入学金	令和4年度	240,000円	240,000円	240,000円
授業料	令和4年度	760,000円	800,000円	800,000円
	令和2~3 年度	760,000円	800,000円	
	令和元年度 以前	700,000円	700,000円	
施設	令和4年度	210,000円	250,000円	250,000円

第57条 別表

(略)

3 博物館学に関する授業科目（各学部共通）

必修科目	
授業科目	単位数
(略)	
博物館実習 I	
博物館実習 II	
博物館実習 III	3
博物館実習 IV	
(新設)	
(新設)	

第75条 別表 (令和3年度)

学費 年額	入学年度別	文学部	人間開発 学部	観光学部
		経済学部		
入学金	令和3年度	240,000円	240,000円	(新設)
授業料	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	令和2~3 年度	760,000円	800,000円	
	令和元年度 以前	700,000円	700,000円	
施設	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

設備費	令和2～3 年度	210,000 円	250,000 円		設備費	令和2～3 年度	210,000 円	250,000 円	
	令和元年度 以前	201,000 円	201,000 円			令和元年度 以前	201,000 円	201,000 円	
	維持 運営費	全入学年度	10,000 円	10,000 円		維持 運営費	全入学年度	10,000 円	10,000 円 (新設)
備考	第 73 条による再入学者の入学金、授業料及び施設設備費については、再入学した年度の金額を適用する。ただし、入学金は半額とする。				備考	第 73 条による再入学者の入学金、授業料及び施設設備費については、再入学した年度の金額を適用する。ただし、入学金は半額とする。			
(略)					(略)				

○國學院大學教授会運営規程（学則第27条）

改正 平成9年7月16日

平成15年2月10日

平成19年1月17日

平成19年5月16日

平成26年9月24日

平成26年12月17日

第1条 教授会は、学長、教授、准教授及び助教をもつて構成される。ただし、教授会において必要と認めた場合には、その他の教職員を出席させることができるが、議決には加えない。

第2条 全学教授会は学長が招集しその議長となる。学長に事故のあるときは、学長職務代理者が議長を代行する。

2 学部教授会は学部長が招集しその議長となる。学部長に事故のあるときは、副学部長が議長を代行する。

第3条 全学教授会及び学部教授会は、構成員の過半数が出席しなければ、その議事を行うことができない。

第4条 全学教授会は、毎年度5月、7月、9月、11月、1月及び3月の6回を定例とする。ただし、必要ある場合には臨時にこれを開催することができる。

2 学部教授会は、通常月1回開催する。ただし、必要ある場合には臨時にこれを開催することができる。

第5条 教授会を招集するためには、議案・日時・場所を定め、5日前までに通知することをする。ただし、緊急を要する場合は、その手続を省略することができる。

第6条 学長及び専任の教授・准教授・助教は議案を提出することができる。

2 議案は会議7日前までに議長に通告しなければならない。ただし、緊急事項については、全学教授会構成員5名以上、学部教授会構成員3名以上の賛成者のある場合、会議場における議案の提出を認める。

第7条 全学教授会は、次の事項を審議する。

(1)学長職務代理者、副学長、学生部長、学生部副部長、たまプラーザキャンパス長、情報センター長、図書館長、図書館副館長、教務部長、入学部長、入学部副部長、入学試験委員長、入学試験副委員長、就職部長、国際交流推進部長、学則委員長及び神道研修部委員長の選出に関する事項

(2)全学教授会の承認を要する自己点検・評価委員、教務部委員、入学部委員、入学試験委

員、情報センター委員、公開講座委員、並びにハラスメント防止規則による相談員の選出に関する事項

- (3) 教員の待遇及び厚生に関する事項
- (4) 全学にかかる教育課程に関する事項
- (5) 学則及び全学にかかる諸規程の制定改廃に関する事項
- (6) その他、全学的な学事に関する事項

2 学部教授会は、次の事項を審議する。

- (1) 専任の教授、准教授、助教、助手及び兼任の講師の人事に関する事項
- (2) 学部長、副学部長、専攻科長、別科長、年次主任及び学部教授会の承認を要する教務部委員・教務委員・学生部委員・入学試験委員・図書館委員・教員資格審査委員・就職部委員・神道研修部委員及びその他の委員等の選出に関する事項
- (3) 入学制度に関する事項
- (4) 学部にかかる教育課程に関する事項
- (5) 入学・休学・退学・転学・留学・除籍・卒業等に関する事項
- (6) 学生の支援及び賞罰に関する事項
- (7) 試験及び成績等に関する事項
- (8) 学部にかかる諸規程の制定改廃に関する事項
- (9) その他、各学部の学事に関する事項

第8条 教授会の議決は、出席構成員の過半数による。ただし、学則改正、人事その他重要な事項に関しては、3分の2以上による。議長は、採決に加わらない。可否同数の場合は、議長が裁定する。

2 人事に関しては、無記名投票をもって決することを原則にする。

第9条 教授会の議事については、議事録を作成し、議長及び構成員1名以上、これに署名する。

2 構成員は議事録を閲覧することができる。

第10条 教授の中から若干名の幹事を置く。幹事は、議事録作成保管及び議案の整理に当る。

第11条 この規程の改正は、全学教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年9月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。